

北海道議會時報

第 4 卷 第 12 號
昭 和 27 年 12 月



北海道議會事務局
北海道議會時報第4卷第12号(昭和27年)

— 第 12 號 目 次 —

議会の動き	六
常任委員会	一
特別委員会	一
合	一
全國都道府縣議會議長會參與會	七
全國都道府縣議會議長會常任幹事會及び幹事會	七
全國都道府縣議會議長會地方制度調査委員會	七
資	七
料	七
補正豫算政府案	八
二十七年地方財政修正計畫	九
入場税・遊興飲食税及び電気ガス税半減一月から實施	九
新立法についての動き	三〇
○憲法改正の國民投票制度要綱	三〇
○公職選挙法改正の問題點	三〇
○食糧自給促進法案要綱	三〇
○港灣整備特別措置法案	三〇
○農林水産業施設災害復舊專業費國庫補助の暫定措置に關する法律の一部を改正する法律案	三〇
○中小漁業基金設立法案	三〇
○豊山漁河電化促進法案	三〇
○兵器などの製造及び販賣に關する法律案	三〇
○資本蓄積法案	三〇
○株式会社法の改正案	三〇
○附加價值税の廢止、專業税、特別所得税の改正檢討	三〇
國民消費水準について	三〇
一級國道路線の指定	三〇
全道市町村別選挙有権者數調	三〇
消費者價格調査	三〇
道税收入調(十一月末)	三〇
六	三〇
雜	三〇
錄	三〇
地方行政疑義問答集	三三
報道から拾う	三三
日米船舶貸借協定	三七
圖書室便り	四〇
時報第四卷(昭和二十七年一月—十二月)總目次	四三
十一月のメモ	四六

・表紙寫眞・

都 幌 の 雪

北海道商工部商務觀光課提供

議會の動き

常任委員會

總務委員會

○十一月二十四日 午前十時三十分、第一委員室において開議、冒頭學藝大學の施設擴充について、學藝大學擴充期成會代表より陳情を聴取、ついで西田(信)委員長(自)より先般石炭手當の増額及び地域給改訂問題折衝のため委員長及び吉田(定)(改)高田(社)の兩委員が上京したので承認されたと諮りこれを了承、次に委員長より電源開發計畫の進捗の状況について報告、さらに電源開發本部長より藤泊道營發電事業の進捗状況を報告。次に道財政問題を議題とし、専決處分事項、道廳周邊における公宅移轉計畫について理事者の説明を聴取、公宅移轉計畫については高田委員(社)より質疑、應答あつて次に總務部長より二十七年年度の財政問題について説明を聴取、塚田委員(勞)より都道府縣職員給與と政府職員給與比較の問題について、給與ベース引上げ分の財源について、桑野委員(自)より給與ベース引上げ實施時期について、年末給與の支給額について、糸川委員(協同)より旅費需用費等の支拂について質疑あり、それぞれ應答の後、地方財政平衡交付金算定方法改訂に關する要望事項について説明を聴取、ついで全道私學高等學校振興助成、私學教職員共濟會の助成、産業振興教育に對し助成について足羽經濟高等學校長より陳情あり、次に國費補正豫算關係、平衡交付金、起債枠獲得運動のため委員上京について諮り、第一班高田(社)太田(社)畑野(自)委員十一月二十八日より十日間、第二班齋藤(協同)伊藤(自)安達(自)委員十二月三日より十日間派遣に決定、午後二時三十分散會

文教委員會

○十一月二十二日 午前十一時、第一委員室において開議、冒頭廣尾高校の道立移管について廣尾町長、精神遲滯兒の教育振興について、精神遲滯教育連盟委員長、興部高校道立移管について興部町長、歌志内高校道立移管について、歌志内町長より陳情を聴取、教育委員會學校管理課長より二十七年年度道立移管豫定の五高校の工事進捗状況について説明を聴取、糸川委員長(協同)よりこれらの視察について諮り、高田委員(社)より質疑、齋藤(協同)中野(社)委員より意見あり、工事完成した歌志内高校だけ視察することに決し、一旦休憩、午後一時十分再開、委員長より六・三制教育の最低施設の確保、老朽校舎の早急改築、學藝大學の施設充實等の問題に關する中央折衝について諮り、理事者側の説明を聴取後一旦休憩、休憩中學藝大學の施設擴充について札幌學藝大學擴充期成會代表より陳情を聴取、再開後委員長より十指にあまる中央折衝問題があり、二十四日再開、日取り入選を行う旨を告げて午後三時、散會。

○十一月二十四日 午後二時四十分、第一委員室において開議、上京委員及び道内高校施設調査のため委員派遣について諮り、つぎのように決定した。

上京委員 第一班 糸川委員長(協同)、中野(社)、林(改)委員、十一月二十八日から十日間
第二班 塚田(勞)、中山(改)、岡田(協同)委員十二月三日から十日間
道内派遣委員

第一班 齋藤(協同)、安達(自)、中野(社)、塚田(勞)、岡田(協同)、伊藤(自)委員十一月二十六日より四日間歌志内、赤平、砂川、琴似方面
第二班 林(改)、桑野(自)委員、十二月九日より四日間、廣尾方面
第三班 高田(社)、吉田(定)(改)、太田(社)委員、十二月九日より四日間、興部方面 午後三時十分散會。

水産委員会

○十一月八日 午後一時二十分、第一委員室において開議、冒頭オホーツク沿岸漁業災害に關し、網走地區代表、宗谷地區代表より陳情を聴取、ついで機船底曳漁業の入會操業と、これに關連する禁止區域、期間の擴張問題について理事者の説明を聴取、濱森委員(道政)より二十八年度以降の入會について質疑、應答の後、松平委員長(自)よりオホーツク沿岸災害対策を議題とし、漁政課長より説明、新川委員(勞)より委員會としての對策樹立について、濱森委員(道政)より單獨立法の見透しについて質疑、應答の後、新川委員より中央折衝について發言あり、これを諮つてそのことに決し、第一班は委員長及び沖野(公)、濱森(道政)、村山(改)の四委員として九日より十日間、第二班は、勢田(自)、新川(勞)委員とし、二十日より十日間上京することに決した。

次に委員長より試験場豫算の増額についても併せて折衝する旨を述べた後、オホーツク沿岸災害状況視察について諮り、本多(改)、棚川(協同)、坂東(秀)(公)、井口(社)、新川(勞)、三浦(改)、井野(社)の各委員を十二日より九日間派遣に決し、午後三時十分散會。

民生委員会

○十一月二十九日 午前十一時十五分、第一委員室において開議、本多委員長(改)より道内視察の結果について報告があり、井口委員(社)より生業資金の貸付枠の引上げについて補足説明、社會課長より生業資金のあり方について説明あり、ついで委員長より養老院設置について質疑、應答の後井野委員(社)より災害視察について、大澤委員(自)より雄武の國民健康保険直營診療所についてそれぞれ意見及び要望があつた。次に委員長より保育所燃料費問題を議題とし、婦人兒童課長より説明、質疑應答があつて、社會課長より配付の資料について説明、さらに中央折衝の協力方要望があり、委員長これを諮つた結果異議なく、本多(改)、大島(改)、大澤(自)の三委員を十月一日より二週間中央折衝に派遣することに決し、午後零時四

十分散會。

農務委員会

○十一月七日 午前十一時二十分、第一委員室において開議、宮本委員長(協同)より適業法及び積雪寒冷單作地帯臨時措置法に基づく國費豫算關係について中央折衝の状況を報告し、ついで秋山副委員長(協同)より農業試験場の整備強化につき、道内調査の状況を報告、これに關し平野(自)、若林(道政)、和平(勞)、朝倉(自)各委員より意見あり、委員長より本問題を委員會として取上げるや否やにつき、會議に諮り、滿場異議なく委員會として取上げることに決した。まず農業改良課長より、農業試験場の擴充強化について國と道との間に取交した覺書について説明あり、二瓶(協同)、和平(勞)、朝倉(自)、井川(改)の各委員より委員會としてこの問題の扱い方について意見あり、さらに和平委員(勞)より、ただちに結論は出ないと思うから、小委員會を設けて討議したい旨の發言があつて一旦休憩、午後零時五十五分再開、小委員會設置について二瓶(協同)、平野(自)、舟木(社)、高橋(社)、兒玉(自)各委員より賛成あり、委員長より小委員會設置及び檢討に當つては試験場の新設にはふれなうで、現状における定員及び整備強化並びに國立と道立の一本化につき討議することにしたい旨を諮り異議なくそのことに決定、小委員に天谷(協同)、和平(勞)、舟木(社)、若林(道政)、平野(自)、井川(改)の六委員を決定した。

次に秋山副委員長(協同)より澱粉工場の火災頻發につき豫防施設につき國及び道より助成の途に關し委員會の研究課題にした旨の發言があつてこれを了承した。

次に二十八年度國費豫算並びに糖業法設定等につき中央折衝、各府縣農業事情調査について諮り、中央折衝については長期にわたるので二、三名あて波狀的に上京すること、府縣視察については、委員長に一任することに決した。なお小委員會は明日より審議を行い成案を得て、ただちに本委員會を招集結論を出すことに決し、午後一時五十五分散會。

○十一月八日 午後二時十一分、監査委員室において農務小委員会を開議主査に若林委員(道政)を選出、議事に入り三島農試十勝支場長より増員要求について説明を聴取、質疑応答の後、一旦休憩、午後二時再開、和平委員(勞)より議事進行について発言あり、これを採擇し、畑と水田の代表として十勝、上川の兩農試支場長より説明を聴くこと、その他の支場については本場より説明を聞くことに決し、引續き上川支場長より増員要求の説明を聴取、平野(自)、天谷(協同)の兩委員より質疑あり、同支場長より答辯あつて午後四時四十分散會。

○十一月九日 午前十時三十分、議事課において小委員会開議、農試副場長より本場及び渡島、根室、北見、天北、宗谷各支場、岩宇園藝試験地、岩見澤試験地における機構、事業内容、人員等について説明あり、各委員より試験内容について質疑、副場長より答辯あつて午後四時四十七分散會。

○十一月十日 午前十時三十二分、北農第三別館において小委員会開議、若林主査(道政)より試験場の定員増加並びに設備強化について協議する旨を述べ、和平(勞)、高橋(社)の兩委員より試験場が要望する定員増加を確保すべき旨、又天谷委員(協同)より副手の定員化について考慮の要ある旨それぞれ意見あり、若林主査より農試副場長に對し試験科目別本場、支場の増員要求表の提出を求めた後、施設強化策について協議する旨を述べ、和平委員(勞)より建物、設備、人員等を含めた豫算資料の要求あり、副場長これを了承、若林主査(道政)より如何なる考え方の資料を提出してもらうか決めたい旨を述べ、平野委員(自)より意見あり、これを諮つて異議なくそのことに決定、なお次回の小委員会は十四日に開議すること、十七日には本委員会を開催することを決して、引續き宗谷支場の設備強化について副場長より説明を聴取、若林主査(道政)より緊急を要するものについて説明を聴くことにしてはどうかをはかり、そのことに決定、副場長より各支場別に順次緊急を要するものについて説明あり、次に農業講習所の現況について理事者の説明を聴取し、午後二時二十七分休憩。

午後三時三十二分、風霜害對策小委員会開議、高橋主査(社)より風霜害對

策に對するその後の経過について理事者の説明を求め、續いて風霜害地の乳牛對策について平野委員(自)より中央折衝経過の概要について報告あり若林委員(道政)より自作農創設維持資金の豫算措置経過については内容詳細にわたるので書面をもつて提出されたい旨要望があり、高橋主査(社)より、それらの資料は一括印刷の上十四日午前中に提出してもらひ、その上で今後の對策、小委員会の存廢等について協議したい旨を諮り、異議なくそのことに決し午後三時十一分散會。

○十一月十四日 午前十二時二十八分、局長室において小委員会開議、若林主査(道政)より農業試験場整備擴充案がままとしたので審議に入りたい旨を述べ、農試副場長の説明を聴取、井川委員(改)より、本道の特殊性の強調について、又肥料の完全利用の必要について、若林主査(道政)より土壤試験について質疑、應答の後、若林主査より只今の質疑の點を考慮して最終的擴充案を明日まで取纏めるようにしてはどうかと諮り、異議なくそのことに決し、さらに今後の運び方については最終案の纏りをまつて協議することとして、午後四時四十六分散會。

○十一月十五日 午後二時十一分、局長室において小委員会開議、平野主査代理(自)農業試験場整備擴充に關する原案について質疑を求め、井川委員(改)より土壤試験及び定員について質疑、副場長より答辯、和平(勞)、天谷(協同)兩委員より原案賛成なる旨の發言あり、平野主査代理、原案について諮り、異議なく原案を了解、なお、この際先進地における試験場の實態を視察調査し、比較検討したい旨をはかり、異議なく愛知、富山、長野、新潟、秋田の各縣農業試験場を調査することについて、本委員会に諮ること、又小委員会の審査の結果を十七日開議の本委員会に中間報告することに決して午後四時五十二分散會。

○十一月十七日 午前十一時十二分、第一委員室において開議、宮本委員(協同)より、在京秋山副委員長より連絡のあつた政府澱粉粉質上げ價格の決定につき報告があり、ついで農業試験場整備擴充に關する小委員会における審査の経過について報告を求め、平野委員(自)よりその概要について

報告あり、宮本委員長よりただちに質疑に入るか、重點的に説明を聴いてからにするかについて諮り、農業試験場より擴充案の説明を聴取した上で質疑することとして一旦休憩、午後一時二十分再開、質疑に入り、朝倉委員(自)より、上川試験場の水田、畑還元について、施設、定員計畫について、北見試験場の移轉問題について、舟木委員(社)より、若し五カ年計畫についても審議するなら石狩を削除した理由は何かについて質し、若林主査和平(勞)、平野(自)委員より答辯あつて後、質疑を打切り、委員長今後の對策について協議する旨を述べ、舟木委員(社)より小委員會中間報告のよう
に他府縣の實情調査の上決定してはどうかと發言あり、若林(道政)、天谷(協同)委員より賛成の旨、朝倉委員(自)より道は特殊事情にあり、別に視察の要はないのではないかと思ひがあつたが、委員長より了解を求めてこれを了承、他府縣の實情調査することに決し、愛知、富山、長野、新潟、秋田各縣立農業試験場の實態を把握することとし、派遣委員に若林(道政)、高橋(社)、天谷(協同)、和平(勞)、平野(自)、井川(改)の各委員を決定、なお、府縣視察については秋山(協同)、舟木(社)、朝倉(自)の三委員を派遣することとし、午後二時十六分散會。

衛生委員會

○十一月九日 午前十時二十一分、議事課において小委員會開議、田中委員長(自)より北海道製藥株式會社の再建問題を早急解決したいと諮り、若林委員(道政)よりこのことについては先般來衛生部において具體案策定中であるから、その案が出来次第小委員會を開いて検討してはどうかと發言あり、田中委員長、これをはかつて異議なくそのことに決定、午前十時二十七分散會。

○十一月十七日 午後二時三十分、第一委員室において開議、田中委員長(自)より北海道製藥株式會社の再建問題について、小委員會において検討された再建に對する考え方を報告、藥務課長より工場再建の經費及び具體策について説明あり、朝倉委員(自)より土地の價格について質疑、又天谷委

員(協同)より營利會社の設立に對し道費の出資について意見あり、さらに高橋委員(社)より委員會の決定について態度保留する旨、天谷委員(協同)より道費を出資することに考慮の余地ある旨、若林委員(道政)より道民の保健衛生上必要であるから出資を推進すべき旨、朝倉委員(自)及び天谷委員(協同)より請願について可否を決すべきである旨、それぞれ意見の開陳があり、田中委員長より北海道製藥株式會社に對する道補助金は現段階において適當でないこと、又必要を認め利用するとすれば、この案があるということかどうかとはかり、異議なくそのことに決定、つぎに札幌齒科大學の設置、衛生會館設置に對する國費補助獲得折衝のため中央折衝について諮り、時期、派遣委員の指名を委員長一任に決して午後四時五十六分散會。

商工委員會

○十一月十九日 午前十一時四十分、第一委員室において開議、冒頭家用小發電施設補助について、川西村長より、北海道物産協會施設費助成について、岩田政勝氏より、商工共済組合の損失補償について、水牧茂一郎氏より、函館市の商工事情調査について、函館市議會議員より陳情を聴取後、商工部長より層雲別電源開發は本年度より北電において着手決定の旨報告、ついで宮坂委員長(改)より炭勞ストによる道内暖房炭、産業用炭、輸送用炭の不足對策について諮り、四十榮(改)、山内(勞)兩委員より意見あり、結局明二十日、日本石炭連盟、日本石炭協會、炭勞本部に要請することに決定、次に貨物輸送運賃割引暖房用炭確保等について中央折衝委員について諮り、窪田(公)、佐藤(改)、坂東(浩)(公)、山内(勞)、森川(社)の各委員を派遣することに決定、次に函館市の労働商工事情調査について諮り十二月三日より七日間の豫定にて檜山、渡島支廳管内も併せて調査することに決定、午後一時二十分散會。

労働委員會

○十一月十八日 午後一時四十五分、第一委員室において開議、冒頭労災病院設置に關し美唄市議會議長より陳情を聴取、ついで四十榮委員長(改)より労災病院の誘置について諮り、まず労働部長よりこれについての経過並びに現狀について説明あり、山内委員(勞)より設置の條件等について質疑、應答の後、誘致に關する委員會の方針について各委員の意見を求め、山内(勞)、坂東(浩)(公)、長澤(道政)、朝日(改)、宮坂(改)、窪田(公)各委員より意見あり、結局、本道は一應美唄とし美唄が不資格の場合は他の二市(札幌、岩見澤)を含んで置くことに決した。

次に、最近の労働情勢を議題とし、労働部長の説明についで、坂東(浩)(公)山内(勞)兩委員により、長期ストについて質疑、應答の後、委員長よりこの問題については明日開議豫定の商工委員會の議題ともなるのでこの程度とし、次に失業對策事業の賃金について諮りたい旨を述べ、労働部長の説明、山内(勞)、宮坂(改)委員より質疑、應答あつて、労災病院の誘致についで中央折衝の問題は商工委員會との關連もあり、明日決定することとし午後三時四十分散會。

土木委員會

○十一月十四日 午後一時二十分、第一委員室において開議、二十八年北海道開發に要する経費等について、土木部長、管理課長の説明があり、宮津委員長(自)より問題になるのは、建設機械整備費であり、大藏省は今年一年限り國費負擔するとの話もあり、近く中央折衝の必要がある旨を述べ、一同了承、ついで新保委員(公)より二十八年年度豫算も必要だが、差當つて二十七年年度の道路維持費について手を打つ必要はないかと意見あり、又旭委員(自)より大澤船入湖の工事について、質疑、應答の後、委員長より上水道補助率及び二十八年年度における道費負擔について質疑あり、二十八年年度道費負擔の問題に關しては、正副委員長が知事と話し合いをすることに決し、ついで道路課長より除雪の問題について發言あり、新保(公)、旭(自)、西田(正)(改)、笠井(協同)各委員より質疑及び意見があつて、つき

に委員長より國道認定折衝の経過について報告、併せてこの場合國道認定について折衝を行うか否かを諮り、中牧(自)、新保(公)、菊地(改)委員より意見あり、一旦休憩、午後二時四十分再開、委員長よりつぎのように諮つてこれを決定、午後二時五十分散會。

國道認定折衝派遣委員

清水委員(自)、宮津委員長(自)、十一月十五日より十日間

昭和二十八年度土木關係豫算折衝派遣委員

第一班 中牧(自)、西田(正)(改)、土山(公)委員、十一月二十四日より十四日間

第二班 笠井(協同)、川人(道政)、旭(自)委員、十二月二日より十四日間

建築委員會

十一月五日 午後一時二十五分、第一委員室において開議、旭委員長(自)より寒地住宅建設促進對策實行委員會の設置に伴う中央折衝の経過について報告の後、道有建物及び公營住宅視察の件について諮り、出發日についで池戸委員(勞)より、又派遣委員數についで宮津(自)、池戸(勞)、西田(正)(改)委員より意見があつて一旦休憩、午後一時五十分再開、道有建物及び公營住宅視察については、年内視察は一應これにて終ることとし、派遣委員は宮津(自)、中牧(自)、西田(正)(改)、菊地(改)、旭(自)、清水(自)、川人(道政)、時田(道政)、榊原(社)、多田(道政)、笠井(協同)、大竹(協同)、道下(改)、池戸(勞)の十四委員、十一月六日より六日間後志、渡島支廳管内に決定、次に道立プロック建築指導所の経過についで工營課長の説明を聴取、開所式には全員參列することを申し合せ午後二時二十五分散會。

○十一月十五日 午前九時三十五分、第一委員室において開議、旭委員長(自)より、道立プロック建築指導所開所式についてここに至りたる経過を顧み、その使命を期待し併せて今後の圓滑なる運営について協力したい旨を述べて、委員一同同所の開所式に臨み午後一時二十分散會。

特別委員会

電源開發對策特別委員会

○十一月二十五日 午前十一時四十分、議長室において開議、西田(信)委員長(自)より、幾春別川、北電計畫の層雲別、大夕張、幌満川の電源開發についての中央折衝の経過を報告、ついで商工部長、電源開發本部、北電側よりも補足説明あつて一旦休憩、午後零時五十分再開、西田委員長より幾春別川及び大夕張川發電について意見を求め、宮坂委員(改)より意見あり委員長より幌満川の件は公式に取り上げ、急速に實行の段階に移すため、小委員会を設置し、委員の数は七名、各黨から一名宛選任することについて諮り、異議なくそのことに決し、委員は三浦(改)、中野(社)、坂東(浩)(公)二瓶(共同)、時田(道政)、和平(勞)の各委員、主査に桑野委員(自)を決定、次に中央折衝委員について諮り、第一陣、宮坂(改)、桑野(自)委員十一月二十七日より十二月六日まで、第二陣、西田委員長(信)(自)、三室委員(自)、十二月二日より同十一日まで決し、午後一時十五分散會。



昭和27年度11月末道稅收入調

(その一)

(稅目別)

稅目別	調定濟額	收入濟額	不納欠損額	收入未濟額	收入歩合	前年同期
道稅	6,238,598,762.29	2,970,189,816.25	9,519.82	3,268,399,426.22	47.6	48.8
入場稅	769,268,234.15	479,630,078.65		289,638,155.50	62.3	64.5
遊興飲食稅	732,337,886.48	366,793,446.86		365,544,439.62	50.0	51.3
自動車稅	104,780,264.79	71,225,607.29		33,554,657.50	67.9	64.6
鑛區稅	195,673,829.91	14,406,089.60		181,267,740.31	7.3	13.4
漁業權稅	5,986,178.00	552,852.00		5,433,326.00	9.2	48.2
狩獵者稅	10,309,891.00	10,308,000.00	41.00	1,850.00	99.9	97.4
家畜稅	73,881,837.70	52,231,214.60	1,730.00	21,648,893.10	70.6	76.4
事業稅	4,092,235,253.41	1,918,679,779.93		2,173,555,473.48	46.8	48.7
特別所得稅	86,968,030.00	37,066,679.00		49,901,351.00	42.6	45.5
舊法による稅	167,157,356.85	19,296,068.32	7,748.82	147,853,539.71	11.5	14.1

會 合

全國都道府縣議會議長會參與會

○十一月十一日 東京都において開催、協議事項つぎのとおり。

- 一、第八回全國都道府縣議會職員（調査事務中心）研修會實施についで
- 一、全國都道府縣議會議員の厚生施設（共同保險）の調査研究についで
- 一、地方自治法改正及び法文解釋に關する調査研究についで
- 一、庶務事務中心の研修會計畫についで

全國都道府縣議會議長會常任幹事會及び幹事會

○十一月十二、三日の兩日東京都において開催、會議事項つぎのとおり。

- 一、地方制度調査會委員の推せんについで
- 一、地方自治法中の改正又は解釋に關する調査研究についで
- 一、第三十一回定例會決議事項の要望陳情についで

全國都道府縣議會議長會地方制度調査委員會

第二回地方制度調査委員會は十一月二十一日東京都において、北海道以下二十六縣全委員參集のもとに開催され、委員長欠席のため副委員長（京都議長）挨拶の後、次の報告並びに協議が行われた。

報告事項

- 一、地方制度調査會委員の増員方交渉の經過についで
- 二、各府縣よりの意見提出状況についで

協議事項

- 一、部會運営要綱についで

（前回の委員會において、正副委員長は何れの部會にも屬さないこととしたが、これを改め委員長を行政部會に、副委員長を財政部會にそれぞれ所屬させることとした。）

- 二、委員會活動の基本方針についで
- 三、特別委員（學識經驗者）の委嘱についで
- 四、部會經過報告

ついで、各部會次回開催期日を兩部會とも十二月四日午前十時よりとし、午後は委員會を開催すること、審議項目等を決して午後二時散會した。



になるが、この内譯は府縣百二十億圓、市町村六十億圓、特別二十億圓と見られている。）

- 老齡元軍人特別給與金一億八千萬圓
- 雜件五億圓（産業關係費、運動場建設費等）
- 經費減少または節約減

- 租稅拂戻金十八億五千萬圓
- 給與改善費十一億三千萬圓（剩餘分の節約による）
- 既定經費の節約九億圓（不要人員、行政整理の結果等を見込む）

従つて歳出の純増加額は三十四億九千七百萬圓で大藏省原案の七百六十三億圓に加え、總額七百九十七億八千五百萬圓となる。

歳入

雜収入の増加三十四億九千七百萬圓で租稅收入專賣益金は變らず。

二十七年年度地方財政修正計畫確定

平衡交付金二億圓、起債百二十億圓という政府の補正豫算案決定に伴い自治廳では二十七年年度修正地方財政計畫を確定した。この計畫によれば修正地方財政計畫は（單位百萬圓）

歳	總額		道府縣		市町村	
	出	入	出	入	出	入
歳	七四〇、三〇三	七〇八、三〇二	四一九、二四二	三九三、九三九	三二一、〇六〇	三一四、三六三
差引歳入不足	三三、〇〇〇	三二、〇〇〇	二五、三〇三	六、六九七	六、六九七	六、六九七

となり、二十六年年度にくらべて、千三百三十三億圓（内道府縣千六十三億圓、市町村二百七十億圓）の増額となる。まづ地方財源不足額の算定は、（單位百萬圓）

項目	總額		
	道府縣	市町村	合計
(1)給與改訂による給與關係費の増	二八、五〇六	一九、〇九九	四七、五〇五
(2)勤務地手當支給地域區分改正による給與關係費の増	七一五	三七六	三三九

(3)寒冷地手當支給地域區分改正及び石炭手當支給單價引上げによる増 二六一 二〇四 五七

(4)自治體警察廢止による減 △一〇七 △一〇七

(5)教委選舉費及び行政整理による不用額の修正減 三、七九五 二、六八九 一、一〇六

(6)市町村教委設置に要する經費 一、〇八四 一、〇八四

(7)公債費の増 一、四五一 七二三 七三八

(8)補正豫算による國庫補助負擔金の増額に伴う地方負擔の増 三、二二一 二、〇九六 一、一二五

(9)經費の節約による歳出の減少額 △六、〇〇〇 △二、八二〇 △三、一八〇

(10)地方稅の自然増減 △三、六四九 七七四 △四、四二三

(11)入場稅等三稅の減稅一月實施による減收 二、六二五 二、四二四 二〇一

(12)道路法改正による道路損傷負擔金の減收 九五 八一 一四

(13)稅外收入の増收 △四、九七七 △三、三三三 △一、六六四

(14)二十七年年度地方債の二十六年度繰上使用額 五、〇〇〇 三、〇〇〇 二、〇〇〇

合 計 三三、〇〇〇 二五、三〇三 六、六九七

右不足財源の補填方法

地方債の増額 一一、〇〇〇

平衡交付金の増額 二〇、〇〇〇

と算定され、歳出及び歳入の修正をつぎのように決定したのであるが、歳出については、地方職員の給與費の問題、單獨專業費の増額を全然認められなかつた點、他面歳入については、稅收が果して確保できるかどうかの問題及び稅外收入の見積り方について問題があり、更に地方債百二十億圓平衡交付金二百億圓の道府縣と市町村との配分方法等について問題が残されそうである。

昭和27年度修正地方財政計畫 (單位百万圓)

歳 出

	總 額	道府縣	市町村
既定財政規模	636,977	312,943	294,034
新規財政需要	133,325	106,299	27,026
給與關係費増	53,196	34,290	15,906
國の行政施策に伴う増	18,874	30,667	△11,793
兒童人口自然増に伴う經費	725	444	281
公債費の増	4,265	2,345	1,920
地方選挙に要する經費	△2,007	△ 724	△1,283
自治警廢止による減	△1,707	—	△1,707
旅費物件費の節約	△6,000	△2,820	△3,180
行政整理方針修正による減	△ 549	△ 313	△ 236
物價騰貴による物件費の増	15,052	6,215	8,837
教育委員會委員選挙費	△ 413	△ 589	176
勤務地手當の増	715	376	339
寒冷地石炭手當の増	261	204	57
教育委員會設置費	1,084	—	1,084
臨時事業費の増	52,829	36,204	16,625
公共事業費	43,402	31,021	12,381
失業対策事業費	427	183	244
單獨事業費	9,000	5,000	4,000
合 計	743,302	419,242	321,060

入場税、遊興飲食税及び電気ガス税
月一日から半減きまる

懸案になつていた標記三税の改正規定適用期日を、昭和二十八年一月一日からとする政令案は十一月二十五日の閣議において決定した。

本三税の改正規定實施に伴う地方税収入につき自治廳ではつぎの「見込額調書」のような増減を推定している。

なお「地方税法施行令の一部を改正する政令案」も同日の閣議で決定、これによつて入場税の課税免除を受けることのできる主催者の範圍は

(1) 學校教育法第一條又は第九十八條第一項の學校並びに社會教育法第

二十一條の公民館

歳 入

	修正計畫			當初計畫
	總 額	道府縣	市町村	
地方税	293,460	127,337	166,123	292,436
平衡交付金	125,000	86,131	38,869	125,000
國庫支出金	157,176	99,933	57,243	
普通交付金	46,317	30,162	16,155	45,172
公共事業費補助金				
一般	52,688	33,274	19,414	53,864
災害	50,171	32,722	17,449	46,740
失業対策事業補助金	8,000	3,775	4,225	7,600
地方債	50,530	37,900	12,600	55,500
雑収入	82,166	42,638	39,528	77,264
合 計	708,332	393,939	314,363	700,576
差引不足	△32,000	△25,303	△6,697	
同上に對する財源措置				
地方債の増額	12,000	—	—	
平衡交付金の増額	20,000	—	—	

(2) 日本赤十字社

(3) 社會福祉專業法第七十二條第二項の共同募金會

(4) 地方税法第七十八條第一項に規定する保護施設、兒童福祉施設又は身體障害者更生援護施設を設置するものうち道府縣知事が指定するもの

となる。

昭和27年度地方税補正收入見込額 (単位百万円)

21. 11. 18

區	分	當初收入見込額 (A)	補正後收入見込額 (B)	三税の改正規定實施後 收入見込額 (C)	差		引		増	
					(B) - (A)	(A)	(C) - (A)	(A)	差引或は規定による減 収額 (C) - (B)	
道府	縣	130,329	129,402	126,978	△ 927	△ 3,351	△ 2,424			
	市	68,327	81,643	81,643	△ 4,684	△ 4,684	—			
	町	32,479	29,054	29,054	△ 3,425	△ 3,425	—			
	村	53,848	52,589	52,589	△ 1,259	△ 1,259	—			
	特別	2,136	1,271	1,271	△ 865	△ 865	—			
	小	88,463	82,914	82,914	△ 5,549	△ 5,549	—			
	入遊	21,084	23,699	22,369	△ 2,615	△ 1,285	△ 1,330			
	遊	17,927	18,812	17,718	△ 885	△ 209	△ 1,094			
	目	2,157	2,353	2,353	196	196	—			
	總	333	382	382	49	49	—			
市	待	301	251	251	△ 50	△ 50	—			
	行	64	991	991	△ 927	△ 927	—			
	村	161,652	165,463	165,262	△ 3,811	△ 3,610	△ 201			
	市	72,822	70,903	70,903	△ 1,919	△ 1,919	—			
	均	7,124	8,000	8,000	△ 876	△ 876	—			
	所	44,030	41,809	41,809	△ 2,221	△ 2,221	—			
	法	21,668	21,094	21,094	△ 574	△ 574	—			
	資	70,919	72,476	72,476	△ 1,557	△ 1,557	—			
	車	1,521	1,980	1,980	△ 459	△ 459	—			
	電	1,267	1,267	1,267	—	—	—			
法	客	12,069	13,494	13,203	△ 1,335	△ 1,134	△ 201			
	接	1,664	1,664	1,664	—	—	—			
	定	1,091	1,091	1,091	—	—	—			
	通	—	35	35	△ 35	△ 35	—			
	普	225	133	133	△ 92	△ 92	—			
	法	—	36	36	△ 36	△ 36	—			
	定	74	2,474	2,474	△ 2,400	△ 2,400	—			
	法	291,981	294,865	292,240	△ 2,884	△ 2,59	△ 2,625			
	法	152	351	351	△ 199	△ 199	—			
	法	31	31	31	—	—	—			
地	市	121	320	320	△ 199	△ 199	—			
	外	303	869	869	△ 566	△ 566	—			
	道	175	328	328	△ 153	△ 153	—			
	市	128	541	541	△ 413	△ 413	—			
	道	292,436	296,085	293,460	△ 3,639	△ 1,024	△ 2,625			
	市	130,535	129,761	127,337	△ 3,774	△ 3,198	△ 2,424			
	道	161,901	166,324	166,123	△ 4,423	△ 4,222	△ 201			

備考 三税の改正規定實施後收入見込額は、昭和28年1月1日から實施するものとしての推計額である。

新立法についての動き

憲法改正の国民投票制度要綱

選挙制度調査會は二日、本年五月内閣から諮問された日本國憲法の改正に關する國民投票制度要綱を内閣に答申した。内容つぎのとおり。

憲法改正の國民投票制度要綱

一、國會が憲法の改正發議を提案したときは、國會は同時に特別の國民投票に付するか、またはいずれの選挙の際、投票に付するかを決定しなければならぬものとする。

二、國民投票は國會で憲法の改正を發議提案した日から卅五日以後九十日以内に行わなければならないものとする。

三、國民投票の投票權を有する者は衆議院議員の選挙權を有する者とする。

四、國民投票を行う際には國會議員の選挙の際に用いる選挙人名簿を用い、特別の國民投票を行う場合には、更に補充人名簿を調整するものとする。

五、國民投票の期日は少くとも卅日前に内閣總理大臣が告示するものとする。

六、投票は賛成、反對の兩欄を設け、そのいずれかを採るかを記號によつて表示させる記號式とする。

七、投票區および開票區は衆議院議員の選挙のそれらによる外、投票および開票は原則として衆議院議員の選挙の例によるものとする。

八、賛否不明の投票は無効とし賛成投票が有効投票の過半数であるときは國民の承認を経たものとする。

九、開票の結果の中間集計および全國集計は最高裁判所裁判官國民審査の例によるものとする。

十、憲法改正案は中央選挙會が國民の承認を経た旨の告示をしたときは直ちに公布、施行することができるものとする。

十一、國民投票に關し異議のある投票權者は國民投票の結果の告示の日から卅日以内に東京高等裁判所に出訴し、その判決に不服がある者は、更に最高裁判所に上告することができるものとする。この訴訟の東京高等裁判所における審理については裁判官五人をもつて組織する特別部を設けてこれに當らせるものとする。

前項の訴訟については裁判所は他の訴訟の順序にかかわらず速かにその裁判をしなければならないものとし、投票の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限り投票の全部または一部の無効を判決しなければならぬものとする。

十二、訴訟の結果再投票を行う場合においてもその結果が確定するまでは従前の投票の結果に基く憲法の改正規定の施行に影響を及ぼさないものとする。

十三、國民投票に影響を及ぼす運動は原則として自由とし、罰則は投票の自由、公正および秩序を確保するため必要なものに限定するものとする。但し國民投票が國會の定める選挙と同時に行われる場合において、當該選挙の候補者が行う國民投票のための運動は當該候補者の選挙運動とみなすものとする。

十四、國民投票に關する事務は中央選挙管理會として管理せしめるものとする。

▼附帶事項 憲法の改正に關する國會の發議および提案について速かに國會法その他において議事手續その他の規定を整備されたい。

公職選挙法改正の問題點

自治廳ではさきに行われた衆議院議員選挙の經驗に徴し、現行公選法の問題點について地方の選挙管理委員會の意見を聴き検討していたが、去る

十一月十一日の参議院地方行政委員会に同法改正案の骨子を提出した。つぎの資料はその骨子と参議院地方行政委員会における説明の要旨である

公職選舉法改正の問題點

一、選舉を直前に控えての法の改正をやめること。

第十三國會における大幅な改正法律は七月の末に成立し、一カ月足らずの間に解散があり、改正法による政令、命令等の準備、また各市町村まで改正法の周知徹底、改正法の解釋の統一等に遺憾な點があつたので今後改正にあつては、改正法の趣旨徹底のため、充分な期間をおくべきではないか。

一、公選法別表第一（選舉區及び議員數）を再検討すること。

別表第一をきめた當時から人口、その他の事情の變化があるので再検討してはどうか。

一、實施可能な選舉につき記號式投票制度を採用すること。

開票の際に投票の効力について有効か、無効か紛らわしい問題が度々起るので、從來から一部にいろいろ言われていた記號式投票制度を實施可能なものより採用すべきではないか。

一、立候補制限を受ける公務員が立候補した場合は直ちに退職の効果を生ずるものとする。

現行第八十九條では公務員が公職の候補者となつた場合、公務員の職をやめることになつてゐる。その際その申出をして五日間の猶豫期間があるが、こういう問題についての手續を簡略にするため、立候補すれば直ちに退職の効果が生ずるようにすべきではないか。

一、個人演說會は自由に開催出来るようにすること。

さきの改正により個人演說會は六十回と制限されたが、その回数を確認するための複雑な手續、また個人演說會であるか、單なる演說會かの解釋上の疑義等について相當な問題がある。實際問題として六十回の制限も短い選舉運動期間中にできなかつたという事實もあり、また今回の選舉を

通じ非常に個人演說會が盛況だつた等の點から個人演說會は自由に開催出来るようにすべきではないか。

一、十四章の二（衆議院議員選舉の特例（ポスターの制限、政黨、政治團體の政治活動等）を廢止すること

このような特例を規定することは公職選舉法の體系上如何であるか、またその内容からみて政黨の政治活動を制限するような點、機關紙等の制限の點、不必要なものではないか。

一、連座制度を擴充強化すること。

現行第二百五十一條において當選人が選舉運動を總括主宰した者の選任監督について相當の注意をしたときは、選舉運動を總括主宰した者が刑に處せられても當選が無効にならないとの但書の規定があるので、その但書を削除すべきであるとの意見、また同條第二項において出納責任者が報告書提出の義務違反の罪を犯した場合當選無効になるという規定があるがこれを出納責任者が買収等の罪を犯した場合にも擴張すべきだとの意見、また選舉運動總括主宰した者というのが、實際はつきりしないから總括主宰した者と出納責任者を一體にしたらどうかという意見。選舉運動員を法定し、その運動員が一定の罪を犯して刑に處せられた場合にも當選無効にすべきだとの意見等があり、要は公明選舉推進の見地から連座制度を強化したい。

食糧自給促進法案要綱

食糧の根本的な増産計畫のため、食糧増産計畫を法律で規定しようとする、農政顧問會議の意見により、農林省がまとめて發表した同要綱案の骨子つぎのとおり。

一、第一次五カ年計畫における各年度末累計の増産量は二十八年度三百三十五万石、二十九年度六百四十五万石、三十年度九百六十五万石、三十二年度一千三百三十万石三十二年度一千七百五十五万石。

一、國は同計畫を達成するため必要な経費を毎年度豫算に計上しなければならぬ。

一、農業者に對しては同計畫事業達成のため減税措置をとる。

一、國は都道府縣に對しては補助金を繼續費で支出し、試験研究、協同作業の實施などを推進する。

一、國は同計畫達成に必要な長期低利資金を融通する。

一、農林大臣は同計畫達成に必要な土地の総合的な利用、開發、水利などについて地域計畫を定める。

一、同計畫と密接な關連を有する河川、道路、發電などの事業を行う場合は総合的な効果を考慮し、必要な場合には内閣總理大臣が總合調整を行う。

一、農林省に食糧増産審議會をおき、必要な事項を調査審議する。

港灣整備特別措置法案

傳えられる「港灣整備特別措置法案」の要點つぎのとおり。

なおこの法案は、港灣に接する公有水面の埋立による工場敷地の建設と荷役施設の改善とを推進することを主眼とし、整備の對象としては、港灣全國主要港三十港、埋立工事の整備目的のもの五港が豫定され、明年度から三カ年間で整備の第一段階を完了する豫定といわれる。

目的 港灣における埋立事業の實施及び荷さばき施設の建設改良により臨海工業地帯の建設を促進、貿易の振興に資する。

資金貸付による推進 港灣管理者（地元地方團體）の行う特定港灣事業（埋立の實施及び荷さばき施設の建設、改良）であつて國民經濟上重要であり、しかも償却可能と認められるものについては運輸大臣はその事業に必要な費用を貸付けることができる。貸付金の償還は割賦償還を原則とし、償還期限据置期限、利率等は省令で定める。

國の直轄施行による推進 運輸大臣は右の事業の施行が緊急を要し、しかもその規模から港灣管理者が遂行し得ない場合には管理者に代つてこれを直轄施行することができる。

特別會計の設置 特定港灣事業の整備及び貸付に關する經理を明確にするため特別會計を設け、その歳入は資金運用部からの借入金、貸附金の償還金等によることとする。

◎「農林水産業施設災害復舊事業費國庫補助の暫定措置に關する法律の一部を改正する法律案」を各黨共同提案

衆院農林委員會は兩三日中に各黨共同提案による「農林水産業施設災害復舊事業費國庫補助の暫定措置に關する法律の一部を改正する法律」案の審議を開始することとなつた。提案の理由は農林水産業施設災害復舊事業の促進を圖るため、災害復舊事業費にたいする從來の國の補助方法を合理化し災害復舊事業の一箇所の工事の對象を從來の十五萬圓以上から十萬圓以上に引下げようとするもので、これによつてすでに第十三國會で同様に改正されている「公共土木建設災害復舊事業費國庫負擔法」と歩調をあわせようとするものである。

適用範圍は昭和廿七年一月一日以降發生した災害にさかのぼることとなつてゐる。

なおこの限度引下げによる補助金の増加額は、農林省事務當局の調査によると五億三千萬圓といわれている。

中小漁業基金設立法案

傳えられる中小漁業基金設立法案の要旨つぎのとおり。

同法案は去る七月閣議で決めた漁業信用基金制度要綱にもとづき、中小漁業の金融難を打開し、經營の發展をはかるため、漁業權證券等を基金として中小漁業基金を設立し、この基金が金融機關からの融資を保證するこ

とによつて、資金の融通を円滑にし、中小漁業の振興を圖ろうとするものである。

要 旨

一、漁業協同組合や都道府縣の出資を基金として中小漁業信用基金を都道府縣ごとに設立する。

一、基金の會員は漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合會（信用事業を行うものを除く）地方公共團體、および常時三百人以下の従事者を使い合計トシ敷が千トシ以下の法人、個人とする。

一、基金は會員および中小漁業者の事業の振興に必要な資金および漁業經營の合理化に必要な資金の借入れにより、會員が農林中央金庫その他の金融機關に對して負擔する債務を保證する。

一、基金の運営については會員に出資割合による議決權を認める。

一、基金は農林大臣および大藏大臣が監督する。

一、政府は基金の行う債務の保證につき保險（二十七年補正豫算で保險金支拂基金として五億圓の豫算が組まれた）を行う。

一、このため中小漁業融資保證保險特別會計を設ける。

農山漁村電化促進法案

傳えられる農山漁村電化促進法案の要點つぎのとおり。

一、都道府縣農山漁村電氣導入計畫

都道府縣知事は農林漁業團體から農山漁村に電氣導入事業の申請によつて電氣導入計畫を定め、これを農林大臣に提出する。

二、全國農山漁村電氣導入計畫

農林大臣は都道府縣の電氣導入計畫にもとづいて毎年度全國農山漁村電氣導入計畫を定める。

三、資金の貸付

政府は電氣導入計畫にもとづいてつぎの資金を事業團體に貸付ける。

イ 發電施設（こん堤、水路、發電機械、送配電設備を含む）の造成、復舊または取得に必要な資金

ロ 送配電施設（變電設備を含む）の造成、復舊または取得に必要な資金

ハ 電氣事業者公益事業令に對して負擔する工事負擔金

四、國の補助

開拓地で開拓農業協同組合などが配電施設を設ける場合には毎年豫算の範圍内で國が補助金を支出する。

五、農林大臣の指導

電氣施設の建設、建設した施設の維持、管理または利用について農林大臣は適切な指導を行う。またこの指導は必要に応じて都道府縣農林大臣の指定する法人に行わせる、この場合必要經費の一部を國が補助する。

六、裁定の申請

農業團體が送配電施設を建設する場合に、その施設の利用上既設の電力會社との間に電氣の供給または託送、賣買についての交渉のため、協議裁定の用途が講じられている。この裁定は公開による聽問會を開き、申込人利害關係人の意見をきいて、申請があつた日から九十日以内に行われる。この裁定は通産大臣が行うが農林大臣の同意を必要とする。

七、土地改良事業との調整

土地改良法によつて實施されている、かんがい排水施設の設置などの事業の中には水利ダムなどの構案もあるので、これらのダム、水路などを活用して農業水利との調整をはかると同時に水力發電事業も考慮して工事を施行することが有利なので、適切な措置を講ずるよう明文化する。

兵器などの製造及び販賣に關する法律案

「時報」前號掲載の「兵器増産事業法案」中の兵器の種類はつぎのとおり。

①銃砲彈、②爆發物、③銃砲、④爆發物放射機（バズーカ砲等）、⑤火焰

放射器、⑥装甲車輛、⑦戦闘または闘争の用に供せられる機械器具で政令に定められたもの、⑧以上の主要部品、⑨獵銃

資本蓄積法案の構想

經濟同友會ではこのほど「資本蓄積促進對策」の概要をきめた。これによると現在の企業資本は依然として不健全であり、このまま放置すれば生産の低下、國民生活の低下は避けられないので、思い切つた企業の自己資本充實策を講ずべきであり、このためには有効期間五カ年の資本蓄積促進法（假稱）を立法し、特に租税面の改善を圖るべきであるとしている。同友會で内定した構想次のとおり。

企業資産の充實を圖るための對策

一、減價償却の徹底を圖ることが必要であるが、特に特別償却制度の適用範圍を擴大し、耐用年數を短くし、第三次固定資産再評價を實施する。
 一、現行價格變動準備金制度を改善し、價格上昇の時に設定し、價格下落の時に取崩しのできる制度にする。

一、現行貸倒準備金制度を大幅に引上げる

資本構成の是正を促進するための對策
 一、未發行の自己株式保有制度を株式配當を利用して資本構成の是正を圖る。

一、利益金の一定割合（たとえば五割以内）を「資本構成是正積立金」として企業内部に留保した場合は、租税面の優遇措置を講ずる。

一、増資を容易にできるように

- ① 株式配當金に對する配當課税は現行の借入金利子と同様に企業の捐金處理とし免稅する。
- ② 増資費用の軽減措置を講ずる。
- ③ プレミアムの事後拂込みもプレミアムと同じ取扱とする。
- ④ 増資新株の消化を促進するため獨禁法の一部を改正し、金融機關の株

各國の一人當砂糖消費

1939~40 (昭和14~15年)

(單位:ポンド)

國 別	數量	國 別	數量
スウェーデン	125.9	南アフリカ	64.1
オーストラリア	122.5	フランス	59.3
カナダ	115.0	ブラジル	54.1
デンマーク	109.4	メキシコ	41.1
アメリカ合衆國	106.5	インド	29.0
英國	93.8	ロシア	28.3
キューバ	82.0	日本	25.4
アルゼンチン	80.3	ハンガリー	24.0
ベルギー	74.7	イタリア	17.8
ニュージーランド	73.6	ジャバ	16.9
スイス	73.2	スペイン	11.4
ドイツ	70.1	支那	3.1

(Sugar Reference Book and Direcforry, 1945より)

備考 食品用及び非食品（工業）用途を含む。

式保有制限の例外を認め、一般株主には讓渡所得税を廢止し、株式擔保による金融を圖る。
 一、金融機關などからの短期借入金の返済を促進するため、長期金融機關への肩替りを通じての整理を促進する。
 一、高率配當の抑制を圖る。

株式會社法の改正案

東京商工會議所商事法規委員會は、昨年七月施行された現行改正商法について研究していたが、このほどつぎのような「株式會社法改正意見要綱」を政府、國會に建議した。

株式會社法改正意見要綱

(設立關係)

一、新株引受權について左の通り改めること(一六六條一項五號三四七條二項)

(一) 定款の絶對的記載事項から削除すること。

(二) 株主は原則として新株引受權を有する。但し、定款の規定に基き取締役會の決議でこれを排除又は制限する事を妨げないものとする。

(三) 第三者に新株引受權を與えるためには、定款で第三者を特定する代りに、第三者に新株引受權を與えることができる株式の數又は各回の發行株數に對する割合を定めることを要求し、その限度内において取締役會の決議により割當をなしうるものとする。

二、發行價額の拂込については、發起設立の場合においても、募集設立の場合に準じて、拂込場所を制限するとともに、検査役の調査を要しないものとする(一七三條)

三、株式申込證は二通を要しないものとする(一七五條二八〇條ノ一四)

(株式關係)

四、株式の譲渡については、定款で有限會社の持分の場合に準ずる態様の制限を定め得るものとする(二〇四條一項・有限一九條参照)

五、拂込金額收證につき善意取得及び公示催告手續を認めること(二〇四條二項)

六、株主名簿の閉鎖又は基準日は定款の規定をまたず、當然に定めうるものとする。なお臨時に株主名簿の閉鎖又は基準日を定めうるときの公告は二週間前になせばよいものとする(二三四條ノ二・四項)

(株主總會關係)

七、株主總會の招集通知は會日より十日前に發すればよいものとする。なお、株主總會招集の通知及び公告には會議の目的たる事項のみならず議案の要領をも記載することを要するものとする(二二二條一項・二項)

八、株主總會の決議要件を緩和すること。このため定足數の要件を削除し、決議の成立要件を通常決議は出席株主の議決權の過半數、特別決議は四分の三以上の多數とすること(二三九條・三四三條等)

九、株主の株式買取請求權に關する規定を削除すること(三四五條ノ二乃至二四五條ノ四・四〇八條ノ二)

(新株發行關係)

十、株主に對し新株を割當てる期日を定めたときは、公告を要するものとする。

十一、新株引受權を有する者に對する失權豫告付催告は期日の二週間前になせばよいものとする(二八〇條ノ五・三項)

(監査役關係)

十二、公認會計士による監査と監査役による監査と重複しないようにすること。

「付加價値税」の廢止

「事業税、特別所得税」の改正檢討

自治廳では「付加價値税」を廢止し、その代りに現行「事業税、特別所得税」の改正を行う方針を内定、そのねらいは現行事業税、特別所得税を

加算法一本の形による付加價値稅的事業稅に改編しようとするもので、傳えられる骨子はつぎのとおり。

一、事業稅は所得、支拂給與、支拂利子、地代、家賃の總和の四%（現行事業稅第一種業務）または三%（現行事業稅第二種業務、特別所得稅第一、第二種業務）とする。

二、基礎控除額に四%または三%を乗じて得た額を稅額から差引くことにする。

一、本稅の完全實施は四年目からとし三年間は次の經過措置を採る。

（第一種事業稅の例）

① 一年目稅額 \parallel 所得の一〇%と支拂給與、支拂利子、地代家賃の總和の一%の和

② 二年目稅額 \parallel 所得の八%を支拂給與、支拂利子、地代家賃の總和の二%との和

③ 三年目稅額 \parallel 所得の六%と支拂給與、利子、地代家賃の總和の三%との和

一、所得の算定は國稅の所得稅、法人稅の課稅の對象になつた所得を充てる支拂給與、支拂利子、地代、家賃は所得算定に當つて損金に算定した額による。

國民の租稅負擔について

平和回復後の日本經濟は、二十四年以來踏襲されてきたドツジラインによる均衡豫算をめぐつて、種々の論争がなされているが、いずれにせよ財政規模を國民經濟力の限度内に止め、その範圍内で財政支出の増大、産業資金確保のための諸政策等、貯蓄による新投資の限界と、更には減稅の問題をも解決せねばならないことはいうまでもないところである。

そこで國家財政（地方財政も含めて）の中心である租稅が、豫算及び國

民所得の中でいかなる比重を占め、國民の租稅負擔がどのようなものであるかを考察したのが次の表である。

① 國家及び地方一般會計歳入中に占める租稅の地位は第一表のとおりであり、戦後は戦前に比して極めて高い比重を示している。（但し支那事變後は戦費支出の膨脹を公債及び借入金でまかなつたため、戦前の一般會計と特別會計との歳入統計に對する租稅の割合は、第一表のものよりはるかに低く五割近い差があり、十九年には第一表の四分の一といわれている。）

戦後租稅の占める地位の高いのは、豫算の均衡をはかることを急務とし赤字公債の發行が禁止されたからである。

② このような租稅收入の地位の向上と相まつて、戦後の國民の租稅負擔は第二、第三表の如くである。

終戦處理費の支出、戦争による破壊、インフレによる國民生活の疲弊救済のための經費増大等によつて租稅の増徴が行なわれ、二十四年の國民租稅負擔率は、戦前の一・三・八%に比し二・五・六%と二倍近く高率となつてゐる。

國民所得の二五%に達する稅金の徴收は、それ自體インフレの要因となるといわれ、當時の日本經濟の不健全性を端的に示しているが、その後ドツジラインによる均衡財政、シャウブ勸告による稅制改革による負擔率の軽減、二十六年度の減稅等により、租稅負擔は一應軽減された。しかしはまだ二〇%で相當重い負擔率である。

③ 納稅人員は大藏省主稅局資料によれば、昭和十年の九四萬人から二十六年は一、二六八萬人に増加している。

その中、年間二十萬圓以下の低額所得者は、人員にして七一%、金額にして四七%を占めている。又租稅負擔を免稅點からみても、昭九一一年の千二百圓（物價指數から見れば現在の約三十萬圓に當る）にくらべ明年度は一千億減稅案によつても基礎控除六萬圓、扶養控除等を入れて十萬圓を上廻る程度で、この點でもまだ重いことがつきりする。

第一表 國家及び地方財政歳入に占める租税の地位 (單位百萬圓) 大藏省主税局

年 度	租 税 負 擔 額 (百萬圓)			一般會計歳入總額 (百萬圓)			租 税 負 擔 率 ²⁾		
	國稅(A)	地方稅(B)	計(E)	國(C)	地方(D)	計(F)	國稅 $\frac{A}{C}$	地方稅 $\frac{B}{D}$	總合 $\frac{E}{F}$
昭和9—11	1,226	629	1,855	2,293	2,898	5,191	53.5%	21.7	35.7
14	2,933	757	3,690	4,970	3,320	8,290	59.0	22.8	44.5
16	4,931	899	5,830	8,602	4,230	12,832	57.3	21.3	45.5
19	12,863	861	13,724	21,040	4,235	25,275	61.1	20.3	54.3
22	189,165	20,198	209,363	214,467	106,414	320,881	88.2	19.0	65.2
23	445,965	76,583	552,539	508,038	435,121	943,159	87.8	17.6	58.6
24	636,068	143,390	779,452	758,612	551,515	1,310,127	83.8	26.0	59.5
25	570,214	186,373	756,587	664,576	614,731	1,279,307	83.8	30.3	59.1
26	678,395	251,043	929,438	793,707	591,977	1,387,684	85.5	42.4	66.9
27	758,677	292,436	1,051,113	852,754	700,576	1,553,330	89.0	41.7	67.7

1. 國稅は租税及び印紙收入の外、煙草專賣益金、北支事件特別税、地方分與税を含むが、財産税收入金等特別會計受入金を含まない。24年度まで決算額、25年度は決算見込額、26年度以降は豫算額。
2. 地方稅は地方分與税及び市町村分與税を含まず、23年度まで決算額、24、25年度は決算見込額、26年度以降は豫算額。
3. 一般會計歳入總額の數字は24年度までは決算額、25、26年度は補正後豫算額、27年度は豫算額である。地方財政歳入總額は地方財政委員會調による。

第二表 租 税 負 擔 額 調 (單位百萬圓) 大藏省主税局

年 度	負 擔 總 額	國 税				地 方 税			一 人 當 負 擔 額		
		總 額	租 税	印紙收入	專賣益金	總 額	府縣稅	市町村稅	總 額	國 稅	地 方 稅
昭和11	2,032	1,360	1,051	93	215	672	271	400	圓 28	19	9
20	12,474	11,555	10,337	162	1,056	919	—	—	172	—	—
22	209,799	189,601	146,526	936	42,139	20,198	—	—	2,663	—	—
23	524,743	447,746	341,048	4,784	101,914	76,998	—	—	6,521	—	—
24	788,870	636,406	509,193	8,981	118,232	152,464	—	—	9,407	—	—
25	761,474	570,625	447,093	8,601	114,931	190,849	—	—	9,148	—	—
26	930,183	679,140	551,994	8,815	118,331	251,043	—	—	11,171	—	—

※ 昭和24年まで決算、昭和25年は決算見込額、昭和26年は豫算

第三表 國民所得に對する租税の負擔率 大藏省主税局

年 度	租 税 負 擔 額 (百萬圓)			國 民 所 得 (百萬圓)	租 税 負 擔 率 (%)		
	國 税	地 方 税	計		國 税	地 方 税	計
昭和 9~11	1,226	629	1,855	13,465	9.1	4.7	13.8
14	2,933	757	3,690	23,825	12.3	3.2	15.5
16	4,931	899	5,830	30,813	16.0	2.9	18.9
19	12,863	861	13,724	45,996	28.0	1.8	29.8
22	189,165	20,198	209,363	1,128,700	16.7	1.8	18.5
23	445,965	76,583	552,539	2,165,300	20.6	3.5	24.1
24	636,068	143,390	779,458	3,054,500	20.9	4.7	25.6
25	570,214	186,373	756,587	3,585,100	15.9	5.2	21.1
26	678,395	251,043	929,438	4,656,000	14.6	5.4	20.0
27	758,677	292,436	1,051,113	5,034,000	15.1	5.8	20.9

1. 國民所得は經本推定分配所得。
2. その他は第一表と同じ。

國民消費水準について

國民の租税負擔についての若干の資料では、昭和二十五年以來、所得税の減税を通じて、その負擔が多少軽減されてきているが、なお相當重いものであることが明らかにされたが、さらに第六次經濟白書その他から國民消費水準についてみると次のとおりである。

① 明治以來の國民消費水準は、生産水準の上昇に及ばず常に低位に止まってきたことは次の表によつて明らかである。

年 次	生産水準	消費水準
	(生産所得) (有業者)	(消費額) (總人口)
明治 16—20	132	77
21—25	153	66
26—30	170	59
31—35	186	62
36—40	175	78
大正 41—1	208	86
2—6	233	83
7—11	297	32
昭和 13—2	360	115
3—7	402	145
8—12	475	159
13—17	543	139
19	559	88
21	267	78
23	360	86

(註) 山田雄三 日本國民所得推計資料

② これでは先進資本主義國の水準にまで急速に發展させねばならなかつた日本の後進性からくるものであり、消費水準の犠牲の上に生産水準の向上が行われてきたことを示している。

③ そこで第六次白書で現在の消費水準をみると次表のとおりであり、農村の消費水準は戦前の水準を突破しているが、都市の消費水準は次第に向上してはいるが七—一%に止まつている。これを總合しても二十六年八六%で戦前にくらべると相當低位である。

なお都市と農村のアンバランスは、戦前農村の消費水準が都市の六一七割程度であつたと推定されているので、その消費構造は異なるとしても二十六年の都市、農村の消費水準はほぼ大差なかつたものと推測され得

るので、農村の水準も決して高しのもととはされなす。

農家消費水準の推移

年次	世帯當月間 家計支出 (圓)		家計用品 物價 (C)	消費水準 C/B
	(A)	(B)		
昭和九一一年	五、六一	一	一	一〇〇・〇
二五年	二、八〇九	二二五・七	二三八・九	九四・五
二六年	一六、五二三	二九一・一	二七九・〇	一〇四・三
二六年 一—三月	一六、四〇三	二八九・〇	二七六・七	一〇四・四
四—六月	一四、七八七	二六〇・六	二七三・五	九五・三
七—九月	一五、五九六	二七四・八	二七三・三	一〇〇・五
一〇—十二月	一九、三一七	三四〇・四	二九二・六	一一六・三

(註) 第六次經濟白書

都市消費水準の推移

年次	世帯當月間 家計支出 (圓)		同調整額 (A)の指數	消費者 物價 (C)	消費水準 (B/C)
	(A)	(B)			
昭和九一一年	八、八五	一〇一・三	一	一	一〇〇・〇
二二年	五、五一	五、七七九	五七・一	九八・四	五八・〇
二三年	一〇、六〇五	一一、〇〇六	一〇八・八	一七〇・五	六三・八
二四年	一四、〇九二	一四、七三九	一四五・八	二一三・七	六八・二
二五年	一四、一三四	一四、六四八	一四四・九	一九八・三	七三・一
二六年	一六、〇二九	一六、五六九	一六三・九	二二九・八	七一・三
二七年 一—三月	一七、一二五	一七、五〇五	一七三・一	二四六・八	七〇・二
四月	一八、六四六	一九、五一九	一九三・〇	二四八・八	七七・六
五月	一八、六九六	一八、九一三	一八七・〇	二五〇・四	七四・七
六月	一八、二六一	一九、二三八	一九〇・二	二四七・〇	七七・〇

(註) 第六次經濟白書

都市農村総合消費水準 (昭和九一一年—二〇〇〇)

年次	總合	都市	農村
昭和二五年(A)	八二	七三	九五
二六年(B)	八六	七一	一〇四
B/A(%)	一〇四	九八	一一〇

(註) 第六次經濟白書

③ またこれを國民所得の中での、個人消費支出でみると、次表のとおりで二六年は戦前の八七・三%となり、前掲の數字とほぼ同業な結果となつてゐる。

國民消費支出の推移

年次	國民消費支出 (千人)		消費財實効 費支出 (圓)	消費財實効 費支出 (A/B)
	(A)	(B)		
昭和九一一年	三三	六、六四四	一三	一〇〇・〇
二五年(A)	三三、〇五	六、二六	一、七三	八・七
二六年(B)	三〇、一六	六、四四	一、五〇	八七・三
B/A(%)	三	一〇	二六	一〇六・九

④ 最後に費目別家計支出金額比率によつて、費目別消費水準をみると次表のとおりであり、主食費比率は二六年は二十五年より一・五%下つてゐるが、昭和九一一年平均三九・五%に比べると五五・七%で著しく高く、エンゲル系數では最底生活となるが、この系數が發表された時(一、八七五年)とは社會事情も生活條件も全く異り妥當性は薄いが、この面からも消費水準の低下がうかがわれる。

費目別家計支出金額比率 (東京都)

年次	食費		被服費	光熱費	住居費	雑費
	小計	主食 非主食				
昭和九一一年	100	55.5	33.8	55.7	33.3	47.7
二五年	100	55.2	19.9	55.3	27	47
二六年	100	57.7	18.6	57.1	37	47

(註) 第六次経済白書

以上の諸點から國民消費水準は、未だ戦前の水準に達しておらず、この向上のためには、國民經濟全般の立場から努力さるべきであるが、前項で概観した。租税面との関連も又重要なもので、税制の合理化並びに減税が更に大きく行われる必要があるといえよう。

一級國道四十路線を指定

道路審議會の新國道の指定に關する答申に基き、十二月四日政令第四百七十七號をもつて、一級國道四十路線を指定した。

これによると一級國道は北海道一、五三〇号、内地七、七三八号計九、二六八号となつてゐる。

本道關係分つぎのとおり。

- ① 従來の國道で今回の指定にもれたもの
岩見澤・苫小牧間 (外に内地七路線計八線)
- ② 地方費道から一級國道に格上げされたもの

路線名	起點	終點	重要な經過地
三十六號	札幌市	室蘭市	千歲町、苫小牧市、幌別町
三十七號	長萬部町	室蘭市	豊浦町、伊達町
三十八號	瀧川町	釧路市	富良野町、帶廣市、豊頃村、白糠町
三十九號	旭川市	網走市	愛別村、上川町、遠輕町、留邊蘆町、北見市、美幌町
四十號	旭川市	稚内市	士別町、名寄町、美深町、常盤村、天鹽町

(外に内地四線にて計九線)

③ 従來どおり指定されたもの

路線名	起點	終點	重要な經過地
五號	函館市	札幌市	森町、長萬部町、俱知安町、小樽市
十二號	札幌市	旭川市	岩見澤市、美幌市、瀧川町

なお一級國道の一部及び二級國道については、道路審議會で審議持越となつてゐる。

全道市町村別選挙有権者数調

(27.10.1現在)

選挙区	市町村別	有権者数			選挙区	市町村別	有権者数			
		男	女	計			男	女	計	
第 一 區	札幌市	91,508	92,183	183,691	第 一 區	喜茂別町	1,903	1,897	3,800	
	小樽市	46,910	51,878	98,788		京極村	1,853	1,945	3,798	
	石 符 支 廳	札幌村	2,071	2,090		4,161	俱知安町	4,095	4,192	8,287
		篠路村	1,159	1,209		2,368	小澤村	1,215	1,242	2,457
		琴似町	5,202	5,208		10,410	前田村	1,261	1,318	2,579
		手稻町	2,588	2,678		5,266	島野村	578	588	1,166
		豊平町	8,596	8,742		17,338	岩内町	5,065	5,921	10,986
		廣島村	1,748	1,690		3,438	發足村	1,016	1,080	2,096
		江別町	8,490	8,414		16,904	泊村	2,430	2,432	4,862
		石狩町	2,371	2,428		4,799	神恵内村	966	994	1,960
		當別町	4,452	4,456		8,908	余別村	445	484	929
		新篠津村	843	848		1,691	入舸村	547	551	1,098
	支 廳	厚田村	1,647	1,663		3,310	美國町	1,270	1,312	2,582
		濱益村	2,295	2,331		4,626	古平町	2,358	2,558	4,916
		恵庭町	3,264	3,147		6,411	大江村	2,016	2,119	4,135
		千歳町	4,435	4,274		8,709	余市町	6,591	7,145	13,736
		支廳計	49,161	49,183		98,344	赤井川村	769	731	1,500
							鹽谷村	2,085	2,215	4,300
	後 志 區	西島牧村	743	718		1,461	支廳計	50,031	52,751	102,782
		東島牧村	619	618		1,237	第一區計	237,610	245,995	483,605
壽都町		1,521	1,595	3,116						
樽岸村		542	588	1,130						
歌乗村		406	440	846						
磯谷村		865	896	1,761						
黒松内村		1,035	1,021	2,056						
熱郭村		641	602	1,243						
南尻別村		2,870	2,994	5,864						
狩太町		1,959	2,162	4,121						
真狩村	1,375	1,369	2,744							
留壽都村	992	1,024	2,016							

選挙區	市町村別	有 權 者 數			選挙區	市町村別	有 權 者 數					
		男	女	計			男	女	計			
第 二 區	旭川市	33,986	36,338	70,324	第 二 區	山部村	1,727	1,802	3,529			
	留萌市	8,480	8,805	17,285		東山村	1,437	1,431	2,838			
	稚内市	9,858	9,252	19,110		南富良野村	2,338	2,267	4,605			
	宗 谷 支 廳	宗谷村	1,025	602		1,627	占冠村	814	721	1,535		
		猿拂村	2,390	821		3,211	和寒町	2,863	2,831	5,694		
		濱頓別町	2,053	898		2,951	支 劍淵村	2,298	2,350	4,648		
		中頓別町	1,926	1,016		2,942	濫根別村	1,070	1,074	2,144		
		枝幸町	2,489	1,483		3,972	士別町	5,295	5,462	10,757		
		歌登村	1,576	889		2,465	上士別村	1,941	1,887	3,828		
		香森村	1,302	665		1,967	風連村	3,175	3,210	6,385		
		船泊村	1,039	613		1,652	多寄村	1,090	1,126	2,216		
		支 駕泊村	1,502	739		2,241	名寄町	5,939	6,128	12,067		
		支 沓形町	1,673	1,014		2,687	下川町	3,602	3,359	6,961		
	廳	仙法志村	894	609		1,503	智恵文村	1,027	1,034	2,061		
		鬼脇村	1,191	525		1,716	美深町	3,261	3,255	6,516		
		豊富村	2,847	953		3,800	常盤村	1,042	994	2,036		
		支廳計	21,907	10,827		32,734	中川村	1,724	1,738	3,462		
		上 川	東鷹栖村	1,993		2,043	4,036	朝日村	1,428	1,356	2,784	
			鷹栖村	2,562		2,562	5,124	支廳計	89,761	90,373	180,134	
			江丹別村	786		748	1,534	留 萌 支 廳	増毛町	4,257	4,371	8,628
			東旭川村	4,121		4,239	8,360		小平村	2,395	2,233	4,628
神樂村			3,656	3,726	7,382	鬼鹿村	1,233		1,278	2,511		
東神樂村			1,833	1,820	3,653	苫前町	2,716		2,809	5,525		
神居村	1,999		1,997	3,996	羽幌町	5,136	4,881		10,017			
永山村	2,328		2,388	4,716	天賣村	557	578		1,135			
當麻村	3,339		3,481	6,820	燒尻村	651	693		1,344			
比布村	2,075		2,121	4,196	支 初山別村	1,331	1,291		2,630			
愛別村	2,386	2,340	4,726	遠別町	1,902	1,939	3,841					
上川町	2,307	2,259	4,566	天鹽町	2,227	2,224	4,451					
東川村	2,608	2,648	5,256	幌延村	1,524	1,477	3,001					
美瑛町	4,977	5,052	10,029	支廳計	23,929	23,782	47,711					
上富良野町	3,279	3,305	6,584	第二區計	187,921	190,025	377,946					
中富良野村	2,602	2,727	5,329									
富良野町	4,839	4,922	9,761									

選挙区	市町村別	有権者数			選挙区	市町村別	有権者数			
		男	女	計			男	女	計	
第三区	函館市	59,193	66,506	125,699	第三区	茂別村	1,522	1,488	3,010	
	檜山	江差町	2,328	2,612		4,940	上磯町	4,962	5,191	10,153
		上ノ國村	3,262	3,238		6,500	大野村	2,719	2,905	5,624
		泊村	1,176	1,269		2,445	七飯村	4,344	4,541	8,885
		厚澤部村	2,301	1,310		4,611	鶴田村	3,501	3,717	7,218
		乙部村	2,214	2,281		4,495	支 銭龜澤村	2,574	2,652	5,226
		熊石村	2,035	2,046		4,081	戸井村	1,898	1,983	3,881
		貝取瀨村	574	585		1,159	尻岸内村	2,104	2,137	4,241
		久遠村	1,180	1,164		2,344	假法華村	885	835	1,720
		支 奥尻村	1,845	1,755		3,600	尾札部村	1,932	1,912	3,844
		太櫓村	1,169	1,143		2,312	白尻村	1,428	1,437	2,865
		瀨棚町	1,484	1,519		3,003	鹿部村	1,146	1,142	2,288
		支 瀨棚町	1,713	1,763		3,476	砂原村	1,976	2,049	4,025
	今金町	3,062	3,152	6,214		支 森町	5,812	6,274	12,086	
	支 應計	24,343	24,837	49,180		落部村	1,262	1,325	2,587	
	渡島	大島村	1,421	1,331		2,752	支 八雲町	5,107	5,099	10,206
		小島村	1,025	982		2,007	支 長蕨部町	3,577	3,438	7,015
		支 松前町	1,775	1,777		3,552	支 應計	60,404	61,845	122,249
		吉岡村	1,030	1,067		2,097	第三区計	143,940	153,188	297,128
		大澤村	764	765		1,529				
支 福島町		2,193	2,226	4,419						
支 知内村		2,259	2,288	4,547						
支 木古内町	3,188	3,284	6,472							

選挙區	市町村別	有 権 者 數			選挙區	市町村別	有 権 者 數			
		男	女	計			男	女	計	
第 四 區	室 蘭 市	30,549	30,056	60,605	支	浦 白 村	1,855	1,797	3,652	
	夕 張 市	27,616	24,927	52,543		新 十 津 川 村	3,788	3,952	7,740	
	岩 見 澤 市	12,716	12,974	25,690		深 川 町	3,432	3,615	7,047	
	苫 小 牧 市	10,727	10,913	21,640		妹 背 牛 町	2,232	2,358	4,590	
	美 唄 市	22,223	21,267	43,490		秩 父 別 村	1,648	1,738	3,386	
	廳	伊 達 町	6,165	6,568		12,733	一 己 村	1,803	1,876	3,679
		厚 真 村	2,461	2,495		4,956	納 内 村	1,297	1,351	2,648
		安 平 村	1,747	1,746		3,493	多 度 志 村	1,806	1,819	3,625
		虻 田 町	2,150	2,435		4,585	雨 龍 村	1,624	1,694	3,318
		豊 浦 町	2,670	2,760		5,430	北 龍 村	1,532	1,509	3,041
		洞 爺 村	904	952	1,856	沼 田 町	4,974	4,745	9,719	
		壯 瞥 村	1,922	1,763	3,685	幌 加 内 村	2,858	2,763	5,621	
		鷓 川 村	2,207	2,220	4,427	上 砂 川 町	7,708	7,393	15,101	
		徳 別 村	2,251	2,156	4,407	栗 山 町	5,768	5,903	11,671	
		幌 別 町	5,946	6,094	12,040	支 廳 計	138,827	135,209	274,036	
	白 老 村	2,635	2,589	5,224	日 高 支 廳	日 高 村	931	827	1,758	
	大 瀧 村	942	811	1,753		平 取 村	3,153	3,131	6,284	
	追 分 村	1,628	1,625	3,253		門 別 町	4,144	4,162	8,246	
	支 廳 計	33,628	34,214	67,842		新 冠 村	2,081	1,892	3,973	
	空	北 村	1,684	1,647		3,331	靜 内 町	3,869	3,852	7,721
栗 澤 町		6,729	6,751	13,480		三 石 町	2,621	2,633	5,254	
幌 向 村		1,720	1,742	3,462		萩 伏 村	1,373	1,367	2,740	
三 笠 町		14,215	13,501	27,716		浦 河 町	3,792	3,743	7,535	
奈 井 江 町		3,727	3,517	7,244		様 似 町	2,441	2,280	4,721	
砂 川 町		6,959	6,625	13,584		幌 泉 村	2,168	2,196	4,364	
瀧 川 町		6,738	6,978	13,716	支 廳 計	26,573	26,023	52,596		
江 部 乙 町		2,360	2,523	4,883	第 四 區 計	302,859	295,583	598,442		
音 江 村		2,062	2,096	4,158						
歌 志 内 町		11,012	10,343	21,355						
知	赤 平 町	13,095	12,446	25,541						
	芦 別 町	16,689	14,818	31,507						
	由 仁 町	3,324	3,463	6,787						
	長 沼 町	4,340	4,365	8,705						
	月 形 村	1,848	1,881	3,729						

選挙區	市町村別	有権者數			選挙區	市町村別	有権者數				
		男	女	計			男	女	計		
第五區	釧路市	24,897	23,711	48,608	第五區	根室町	5,186	5,702	10,888		
	帯廣市	14,705	15,545	30,250		根室町	1,426	1,387	2,813		
	北見市	12,118	12,555	24,673		根室町	1,112	1,101	2,213		
	網走市	9,782	10,131	19,913		根室町	4,612	4,159	8,771		
	第十支	音更村	5,289	5,373		10,662	支應	標津村	1,892	1,841	3,733
		士幌村	2,214	2,252		4,466	支應	羅臼村	1,129	1,032	2,161
		上士幌村	2,153	2,074		4,227	支應	中標津町	3,162	3,039	6,201
		鹿追村	3,080	2,435		5,515	支應計		18,519	18,261	36,780
		新得町	3,266	3,030		6,296	第十支	女滿別町	2,544	2,638	5,182
		清水町	3,032	3,048		6,080		美幌町	5,420	5,585	11,005
		御影村	1,235	1,158		2,393		津別町	3,608	3,528	7,136
		芽室町	3,761	3,853		7,614		斜里町	3,857	3,743	7,600
		川西村	2,623	2,457		5,080		上斜里村	2,607	2,551	5,158
		大正村	1,364	1,321		2,685		小清水村	2,599	2,566	5,165
	大樹町	2,349	2,270	4,619		網走		端野村	2,168	2,215	4,383
	廣尾町	2,653	2,736	5,389		網走		訓子府町	2,646	2,706	5,352
	暮別町	4,274	4,320	8,594		網走		置戸町	2,718	2,737	5,455
	池田町	3,937	4,023	7,960		網走		相内村	1,615	1,659	3,274
	第十支	本別町	3,861	3,881		7,742	網走	留邊蘆町	4,395	4,500	8,895
		西足寄町	2,832	2,599		5,431	網走	佐呂間村	2,408	2,382	4,790
		豊頃村	1,878	1,880		3,758	網走	常呂町	2,391	2,371	4,762
		大津村	1,300	1,223		2,523	網走	生田原村	1,884	1,919	3,803
		浦幌村	3,244	2,978		6,222	網走	遠輕町	4,001	4,049	8,050
		中札内村	1,105	1,134		2,239	網走	上湧別村	2,493	2,580	5,073
		更別村	1,297	1,250		2,547	網走	下湧別村	3,448	3,502	6,950
		忠類村	810	778		1,588	網走	紋別町	6,107	6,119	12,226
		足寄村	1,163	1,038		2,201	網走	上渚滑村	1,585	1,594	3,179
陸別村		2,142	2,058	4,200	網走	渚滑村	725	774	1,499		
支應計	60,862	59,169	120,031	網走	瀧上町	3,513	3,474	6,987			
第十支	釧路村	1,379	1,294	2,673	網走	興部町	2,223	2,250	4,483		
	昆布森村	625	631	1,256	網走	西興部村	1,186	1,087	2,373		
	厚岸町	3,751	3,783	7,534	網走	雄武町	2,256	2,138	4,394		
	濱中村	2,669	2,578	5,247	網走	東藻琴村	1,362	1,309	2,671		
	太田村	650	571	1,221	網走	若佐村	1,452	1,448	2,900		
	標茶町	3,510	3,214	6,724	網走	丸瀬布村	1,781	1,761	3,542		
	弟子屈町	2,938	2,933	5,871	網走	白瀧村	1,099	1,047	2,146		
	阿寒村	5,314	4,334	9,648	支應計		74,091	74,342	148,433		
	鶴居村	1,665	1,074	2,739	第五區計		244,163	240,621	484,784		
	白糠町	4,288	4,042	8,330	合計		1,116,493	1,125,412	2,241,905		
音別村	2,900	2,450	5,350								
支應計	29,189	26,907	56,096								

C. P. S 消費者價格調査

都 市 別	全 都 市	六 大 都 市	中 都 市	小 都 市	東 京 都	名 古 屋 市	大 阪 市
世 帯 數	3,816	1,704	1,056	1,056	600	192	336
平 均 世 帯 人 員	4.92	4.82	5.08	4.93	4.71	4.89	4.90
平 均 有 業 人 員	1.47	1.45	1.52	1.44	1.39	1.70	1.50
總 合 計	15,729.01	18,570.49	16,026.13	14,460.41	18,420.12	17,306.49	18,173.29
食 料 費 計	8,897.08	9,737.97	8,497.75	7,939.50	9,627.84	9,100.01	9,909.68
主 食	3,293.97	3,388.77	3,228.59	3,206.36	3,150.03	4,552.16	3,597.95
非 主 食	5,603.11	6,349.20	5,269.16	4,733.14	6,477.81	5,547.85	6,311.73
魚 介 類	936.23	984.46	915.09	879.53	912.76	818.64	1,120.37
肉	400.02	494.35	348.15	299.70	422.73	314.91	583.19
獸 乳 鳥 卵 及 び そ の 加 工 品	391.12	507.11	321.13	273.94	586.00	382.88	412.34
豆 及 び 蔬 菜	665.44	733.04	646.45	575.36	768.82	754.32	675.92
い も 類	199.45	222.73	189.36	171.96	196.66	231.80	246.77
乾 物 類	100.44	116.72	102.81	71.79	110.77	81.50	139.35
豆 腐 煮 物 及 び 漬 物 類	690.54	843.98	625.44	508.06	835.49	763.94	893.63
調 味 料	625.94	647.73	616.44	600.20	698.25	652.82	547.24
菓 子 及 び 果 物 類	897.04	987.38	863.08	785.22	1,039.77	950.50	902.40
酒 類	316.58	332.12	310.95	297.13	328.63	272.74	375.49
飲 料	110.70	137.72	95.28	82.53	150.69	82.30	127.44
そ の 他 の 食 料 品	22.31	7.29	14.27	44.57	14.83	0.12	1.65
外 食	247.30	334.57	210.71	143.07	412.41	241.38	285.92
被 服 費	1,937.28	2,013.91	2,100.74	1,650.17	2,035.16	1,867.25	1,728.94
光 熱 費	842.20	828.30	854.28	852.56	716.95	744.04	866.14
住 居 費 計	847.79	1,018.36	721.84	698.49	943.34	1,291.58	995.35
家 賃 及 び 地 代	256.88	323.15	197.98	208.83	268.93	227.50	325.90
住 宅 修 繕	191.64	235.40	154.42	158.25	212.08	387.72	247.76
水 道 料	96.83	125.75	78.04	68.96	133.21	148.22	189.29
家 具 及 び 汁 器	296.84	326.90	284.08	261.09	336.95	523.14	226.75
家 屋 購 入 費	5.60	7.16	7.32	1.36	12.17	—	5.65
雜 費 計	4,204.66	4,971.95	3,851.52	3,319.69	5,045.83	4,303.61	4,673.18
保 健 衛 生	964.87	1,178.03	807.50	778.26	1,141.55	981.86	1,328.03
交 通 通 信	294.75	382.10	230.60	217.95	411.07	279.19	336.25
教 育 育 具	412.40	469.28	425.40	307.59	491.68	388.44	458.74
文 房 具	89.41	91.12	96.07	80.01	86.13	95.09	93.09
修 養 娛 樂	928.78	1,032.91	890.46	799.08	1,081.69	1,003.80	950.41
煙 草	352.04	377.30	334.97	328.37	351.08	371.07	454.49
そ の 他 の 雜 費	1,162.41	1,441.21	1,066.52	808.42	1,482.63	1,184.16	1,052.17
一 部 負 擔 費	185.94	178.10	220.72	163.84	181.91	181.12	128.46
別 掲							
租 稅	1,109.54	1,383.82	1,057.22	718.76	1,330.43	948.67	1,089.46
貯 蓄 及 び 投 資	1,124.72	1,247.02	1,089.20	962.99	986.68	1,065.65	789.07
貸 金	11.55	5.86	19.10	13.22	4.02	2.60	1.19
借 金 返 濟	323.35	372.95	396.28	170.39	487.71	378.68	318.34
仕 送 り 金 そ の 他	78.18	52.73	120.23	77.18	35.48	51.04	51.52

總理府統計局調査 9月分

札幌市	帯廣市	仙台市	富山市	奈良市	廣島市	徳島市	福岡市	鹿児島市
96	96	96	96	96	96	96	96	96
4.88	5.40	5.53	5.00	4.59	4.47	5.33	5.23	4.86
1.31	1.69	1.71	1.47	1.26	1.34	1.75	1.60	1.32
18,942.78	18,219.46	17,978.22	16,260.39	16,389.48	13,723.87	17,716.14	18,316.40	10,673.75
8,741.47	9,214.45	9,177.75	8,151.99	8,375.20	7,661.24	9,990.78	9,640.87	6,604.96
3,031.09	3,134.72	3,597.10	3,178.31	3,026.12	2,979.24	3,363.33	3,478.56	3,223.40
5,710.38	6,079.73	5,580.65	4,973.68	5,349.08	4,682.00	6,627.45	6,162.41	3,381.56
944.23	1,023.22	952.19	998.63	967.60	927.56	1,071.53	1,093.31	660.17
366.12	331.52	270.76	233.58	553.10	507.20	337.76	570.72	219.02
489.83	265.99	336.58	285.44	456.07	330.90	346.42	357.86	216.92
817.02	619.13	825.22	608.26	781.51	593.46	691.34	803.96	327.07
118.71	99.24	160.49	183.62	192.36	131.78	275.20	241.46	163.47
73.15	73.91	76.39	151.66	116.14	96.47	244.08	88.93	34.17
590.63	552.28	515.12	445.04	512.31	574.69	860.19	843.07	371.71
581.55	824.18	662.98	485.78	501.51	497.86	747.23	591.46	591.71
1,133.17	1,003.03	955.96	897.47	750.07	587.06	1,339.97	726.91	377.57
239.33	754.08	370.11	468.30	161.03	190.52	299.49	446.82	302.51
75.09	134.54	118.38	78.67	88.82	70.86	141.47	121.45	75.18
162.56	216.84	25.69	12.97	69.10	0.28	0.52	0.62	—
118.99	181.77	310.78	124.24	199.46	173.36	326.25	275.84	42.04
2,983.19	2,507.09	2,386.33	2,412.26	1,955.30	1,472.74	2,747.51	2,088.71	890.13
2,286.64	1,841.68	1,130.21	758.26	816.67	763.62	553.70	808.42	492.47
786.89	778.09	887.86	514.97	770.50	633.55	753.36	783.05	337.79
358.04	300.65	466.24	62.80	391.16	131.17	120.23	289.30	86.10
140.00	144.99	85.62	124.35	142.36	165.93	261.95	150.17	78.26
36.77	34.53	80.01	5.50	135.06	119.98	94.77	62.71	5.73
252.08	297.92	235.93	322.32	199.92	216.47	245.26	280.87	167.70
—	—	20.06	—	—	—	31.25	—	—
4,144.57	3,878.15	4,396.07	4,422.91	4,471.81	3,192.72	3,670.79	4,995.25	2,348.40
951.76	929.65	746.48	995.21	1,012.12	553.31	848.45	1,039.08	470.55
268.60	110.89	332.24	223.16	358.65	203.29	176.84	247.82	124.15
454.71	352.48	472.86	360.04	452.45	523.19	298.92	432.90	180.33
81.18	57.98	92.67	90.28	104.49	91.69	103.12	124.12	74.92
967.93	983.41	1,203.98	1,069.96	1,090.32	772.15	918.90	1,072.59	571.04
219.43	337.24	316.41	364.53	257.55	220.26	500.57	370.83	399.79
1,195.98	1,104.50	1,231.43	1,319.73	1,196.17	828.83	823.99	1,707.91	527.62
216.06	243.48	314.78	313.69	219.71	192.03	211.34	285.93	177.61
1,696.96	925.79	1,194.91	2,187.62	1,462.33	955.70	681.84	1,308.45	206.53
1,398.84	1,170.77	963.51	1,126.89	1,243.09	1,210.87	1,231.48	1,191.32	802.27
10.42	—	21.87	3.12	2.60	10.21	10.42	78.12	74.40
437.29	184.96	1,190.35	238.50	13.67	244.44	90.65	594.97	490.69
52.08	239.58	—	—	31.25	—	197.92	193.96	—

雜 錄

行政疑義問答集

○准看護婦養成所に對する補助について

(昭二七、八、二〇自行發第六號福岡縣
總務部長宛、行政課長回答)

問 昭和二十六年三月三十一日附地自發第八六號をもつて富山縣衛生部長宛貴職の御回答の次第もあるが、保健婦助産婦看護婦學校指定規則(昭和二十六年八月十日文部厚生省令第一號)に基き、これが指定を受け市内醫師會において設置する准看護婦養成所は「公の支配に屬する教育事業」と解し得るか。又前記事業に對しこれを助成するため市から、補助金を支出することが出来るか。

答 前段、公の支配に屬する教育事業ではない。

○公金の範圍及び賠償責任について

(昭二七、八、二〇、自行發第一〇號靜岡縣總務部長宛行政課長回答)

管下某市において上水道事業を經營しており、住民が自宅等にその上水道を引こうとするときは工事を市に依頼すると共に一定額の豫納金を納付することになつて居り、工事終了次第市は工事費用と差引計算して過不足を還付又は追徴することに條例で定めてありますが、その豫納金を吏員が横領費消した事件がありました。この場合

問一 住民は豫納金を収入役又は地方自治法第七十一條にいう出納員に納めたわけではなく、工事の申請と共に水道吏員に手渡し吏員は市水道課名義の領收書を交付しており、工事終了までは収入役の下に收納されず、水道課において便宜保管することになつていたがその現金は公金の

範圍の中に入るか。

答一 収入役又は法令の規定に基いて保管する権限を與えられているもの以外は現金を保管することができないが、設問の場合の現金は市吏員が市の事務としての權限行使により受領保管しているものであれば公金とみなす外はない。

問二 1 もし右の現金が公金であつた場合市吏員(収入役でも出納員でもない者)勿論法令によりその者に保管する権限を與えられているわけではなく、慣行として便宜保管していた者が横領費消した場合には、その者に對し、地方自治法第二百四十四條の二の規定による賠償責任を問えるかどうか。

2 この事件については法第二百四十四條の二の賠償責任はだれが負うのか。

3 収入役はこの事件について責任はないと思うがどうか。(収入命令も發せられていない。)

答二 1、2 収入役又は法令の規定に基いて當該現金を保管し又は保管すべきであつた責任のあるもので、善良な管理者の注意を怠つたものである。

3 2 により承知されたい。

問三 もし横領費消した者に對し、法第二百四十四條の二の適用がないとすると、その者に對しては民法第七百九條の損害賠償の規定が適用あるものと思うがどうか。この場合市長がその者に對して賠償を請求することになると思うがどうか。

答三 前段お見込の通り。なお、一、二により承知されたい。
後段賠償責任を有する者は横領した者に對し、求償權を行使し得るものと解する。

問四 もし、右の場合のように市長が民法第七百九條の規定による損害賠償の請求をする場合においても監査委員の監査の結果に基き請求をしなければならぬか。

答四 三により承知された。

問五 かりにこの事件の場合、収入役が地方自治法第二百四十四條の二の賠償責任を負い、収入役は横領費消した者に對し、民法第七百九條の損害賠償の請求をすべきだという解釋をとつた場合において、前述の市吏員は市長に對し別紙添付(略)の如き連帯保證書を入れてゐるが、収入役の損害賠償の請求のときにおいてこの保證書により連帯保證人は保證する義務があるか。

答五 保證する義務はないものと解する。

○物産あつ旋所あつせん物品のこげ付代金の

責任所屬について

(昭二七、八、二〇、自行行發第一二二號岡山縣商工部長宛行政課長回答)

問 縣の物産あつせん所長がその職務であるあつ旋業務の遂行にあたり、その権限を逸脱し、自ら商行爲をなし、縣内業者に商品賣掛代金の回收を不能ならしめる結果を招いた。この場合、その金銭的所在の責任が所長個人にあるか、縣の負うべきものであるか。左記の點につき疑義があるので何分の御教示願いたい。

一 あつ旋所名義(職名公印使用)で縣下業者に發注し、あつ旋所迄物品を送付させ、所長の判斷でその商品を適當の仕向け先へ販賣してこげ付ができた場合(業者は相手の商法を知らないで所長を相手に度々督促しているが、言を左右にして今日まで解決せず)

二 あつ旋所名義(職名公印使用)で發注し、所長が商品の送り先を指定して、これに送付させてこげ付ができた場合(業者は荷物受取人は知つていたが、これが果して眞實の買手かどうか、勿論會つたことも話したこともないので、唯あつせん所長の言を信じて度々督促しながらも今日まで待つていた。)

三 賣手と買手が所長立會の下に商談し所長のこの買手は決して間違ひの無い信用の置ける業者であるという保證的言辭を信じて取引が成立し、代金がこげ付いた場合

答 岡山縣あつ旋所施行規程に規定する所長の権限外であれば設問のあつ旋所長の行爲について何らかの責任が生ずるとしても所長個人が負うべきものであり、縣に法的責任はないものと解する。

○公有土地水面の管理に關する疑義について

(昭二七、八、二〇、自行行發第一五號高知縣總務部長宛行政課長回答)

問 本縣においては、昭和六年制定の縣令(別紙略)をもつて舊内務省所管公共用財産(道路法の適用を受けない道路、海岸、堤防等)及び公有水面(公共の用に供する水流水面であつて、國の所有に屬するもの。河川法の適用又は準用をうけるものを除く。)の使用及びこれらから生ずる産物(砂利、土石、芝草等)の採取については、知事の許可を要するものとし、且つ使用料又は採取代金を徴收するものと規定しているが、現在においては、これらの規定は無効であるとみるべきか。なお右の使用料及び採取代金、縣費支辨の港灣にかゝるものを除き縣において徴收して國庫へ納入している。

答 設問の財産の管理權は第一次的には都道府縣にあるものと解せざるを得ない。



報道から拾う

(1) 刑事裁判権問題の経過発表

外務省は、十四日國連軍協定に規定される刑事裁判権の取扱いに關し、九月十二日、日本政府が國連軍側に提示した、いわゆる「日本側最終案」及びこれに對し十一月十二日、マーフィー米大使から示された「覺書」内容の要旨を次のように發表した。

外務省發表

一、國連軍協定の刑事裁判権の條項については、本年六月以來彼我の間に協議を行つてきたが、いまだ妥結に至つていない。日本國政府は、一九五一年の軍隊の地位に關する北大西洋條約當事國間の協定（NATO協定）はまだ發効していないが、その刑事裁判権に關する規定は、この種事項に關する最も新しい、また、一般國際法の原則に合致した合理的な方式であり、かつNATO協定が發効すれば行政協定の當該條項もこれと同様に改訂せられることになつていたので、國連軍協定についてもNATO方式にならつたものを適當と認め、これに若干輕微な修正を加えた案を日本案として提示している。その要點は

- ① 國連軍に所屬する軍人及び軍屬が、日本國で犯した犯罪のうち
 - ② 派遣國の安全、財産に對する罪
 - ③ 國連軍に所屬する軍人及び軍屬の生命、身體、財産に對する罪
 - ④ 國連軍の施設内において犯された罪
 - ⑤ 國連軍に所屬する軍人及び軍屬が公務遂行中に犯した罪
- を除き、他のすべての犯罪に對して、原則として、日本國が優先的裁判権を有するという趣旨のものである。

なお右に關連し、本件交渉中日本側は「均等待遇」に對する英連邦側の要請を充すためには、日米間の行政協定の刑事裁判権條項を前記日本側提案の線に沿つて改訂することが望ましいとの意見を述べた。

二、これに對して、國連軍側代表は、岡崎外務大臣との間の十一月十二日の非公式會談において、日本側に對しその主張を口頭で述べ、更にその要旨を記述した大要左のごとき覺書を提出した。

① 統一司令部は、NATO方式が發効しないから、合衆國に對してNATO方式が發効することにより、またはその他の事由により、日米間の行政協定が改訂せられるようなときまで、中間的措置として、行政協定により合衆國軍に現在與えられていると同じ待遇を、日本國にある國際連合軍に與える裁判権の取極めを求めている。統一司令部がつていっている見解は、國際連合及び合衆國の日本國にある軍隊に對し、待遇の均等を得ようとするにある。

② 軍紀の維持に密接な關係のある刑事裁判権に關する取扱いに差異を設けることは、國際連合軍の士氣におもしろくない影響を與え、かつその軍事的効率を減殺する差別待遇となる。

③ 現在日本國がつていっている見解は、國際連合が侵略を反撃するため執るにいたつた行動に對するあらゆる援助を國際連合に與えるべき日本國の義務と矛盾するものと考えられる。このような義務は千九百五十年九月八日、サンフランシスコで署名された平和條約第五條および日本國が、朝鮮における國際連合の行動に従事している軍隊の日本國內およびその付近における維持を許し、かつ容易にすべきことを特に約した同日付の交換公文に明かにされている。

④ 裁判権に關する事項において、待遇の均等を得られないようなこととなるならば、朝鮮における國際連合の行動に寄與している國の政府及び世論により、當然の非難を受けることとなるであらう。もし、NATO協定と實質的に同様の規定が今採擇されるならば、關係政府の多く

は、NATO協定が未だ發効していない事實にかんがみ、今交渉されている協定の受諾書の寄託を遅らせることがやむを得ないと感ずるであらう。その結果として起る遅延は、日本國及び朝鮮における國際連合の活動に参加している政府に、好ましくないことであらう。

⑤ 國際連合軍司令部の軍隊は、朝鮮における武力侵略を反撃することにより、また、日本國にある合衆國の軍隊は、日本に對する武力攻撃を防止することにより、日本國の安全及び極東における國際の平和と安全の維持に寄與している。日本に對する直接のかつ實質的な利益は明瞭である。その代償として、日本國による均等待遇の許與は、他の自由諸國が拂つてゐる人及び金の大きな犠牲に比べれば、ごくわずかな寄與でしかないであらう。

⑥ それゆえ、これらの考慮されるべき事柄にてらし、日本國が、待遇の均等という基礎の上に相互に満足な解決に到達するために、刑事裁判權に關してそのとつてゐる見解を再検討することを切に要請するものである。

三、右覺書中に指摘されている諸點の中には、わが方としていまだ承服出來ないところも少くない。しかしながら、元來、この覺書は、友好的な非公式意見交換の際に、先方がその意見をまとめた書き物として手交したものであるから、今後も同様の非公式會談を續行して、その間に日本側の見解や立場を十分徹底し、國連側の理解を深める所存である。

なお政府としては、從來同様主として外務、法務兩省において密接な連絡、協議の下に今後も友好裏に交渉を進めていく考えである。

(2) 在日駐留米軍管理工場の勞務條項による

解雇は正當

在日駐留米軍管理工場や特需工場では殆んどすべて勞務條項（米軍が好ましくないと考えた従業員を解雇を、日本側經營者に要求した場合、日本

側ではこれに従わなければならないという規定）が調達契約の中に含まれており、この條項により解雇されたことを不服として假處分申請を行つていた事件について、東京地裁はこの申請を却下し、解雇は正當であるとの判定を下した。その理由は、

一、軍管理工場や特需工場が勞務條項を契約の中に含めてゐる以上、經營者としてはこれを守る義務がある。

一、解雇理由が薄弱であると勞組側はいうが、軍機に關する場合理由を明示し得ないことがあつてもやむを得ない。

一、經營者と勞組の間の勞働協約には「會社側の責に歸し得ないやむを得ざる理由による場合」解雇できることになつており、勞務條項にもとづき解雇はこれに該當する。

(3) 公海自由の侵犯

朝鮮防衛水域ソ連、米に抗議

ワシントンのソ連大使館は、米國の海上防衛水域設置に對抗して、五日つぎのような覺書を米國務省に送つたと言われる。

一、米新聞の報道によると、米海軍省は朝鮮周邊にいわゆる海上防衛水域を設定し、この水域に入る船舶は國籍のいかんを問はず臨検を受けると發表した。

一、海上防衛水域設定は、新たな侵略行爲であり、公海における通商航海の自由を犯すものである。

一、ソ連政府は、この海上防衛水域設定を正當と認めず、これから生ずる結果及びソ連の利益に加えられることあるべき損失に對する一切の責任は米政府に歸するものである。

(4) 日共手入れの逮捕状却下

十一月五日、全道一齊に行われた「破防法」に基く日共手入について、

檢事の請求した逮捕状及び押收搜索令状が判事の「具體的根據なし」という見解で、旭川地裁、札幌地裁岩見澤支部（さらに札幌地裁に請求したと同様）から却下された。

これを不服として準抗告の手續をとつた旭川地檢に對し、旭川地裁は十八日「本件の申立は却下する」と決定、その旨通告した。却下理由として裁判所はつぎの理由をあげてゐる。

刑訴法第四百二十九條第一項第二號に「押收に關する裁判」というのがあるが、の中には差押令状請求却下の裁判を含んでいないものと解する。従つて準抗告の途はない。差押令状は差押状と違つて、許可狀の性質を有し逮捕状、捜査令状、檢證令状、身體檢査令状、鑑定處分許可狀と性質を同じくするものと解する。逮捕状以下の令状に對する許否の裁判に對する不服申立の途は現行法上特別抗告を除いて他に有しない。

(5) 教育制度の改革について意見書

日本經營者團體連盟、日本教職員組合、及び都道府縣教育長協議會では、最近ほほ時を同じくして意見書を公表した。その意見書とは日經連の「新教育制度の再検討に關する要望書」日教組の「日本文教政策の基本大綱第一次草案」都道府縣教育長協議會の「研究結果報告書」でその要旨はつぎのようなものである。

日經連の「要望書」

實業學校の種別と教科課程の内容等について充實を要する。大學は不徹底な畫一性を排し、それぞれの特徴を明確に發揮し得るよう根本的檢討の必要がある。

日教組の「大綱」

六・三の義務教育の完全實施は當面の急務である。反動的な國策を推進することには反對だが、自國の發展の歴史を知ることができない。都道府縣及び五大市における公選の教育委員會制度はあくまで維

持するが、その他の市町村の教育委員會設置には反對である。
教育長協議會の「報告書」

現行の六・三・三・四制は、保持充實すべきである。道德教育は社會科その他の學科の中で行うが、それを徹底するため、道德教育、しつけ等に關する系統案作製の必要がある。

(6) 明年度北洋漁業の方針

十一月十四日農林省から發表された明年度北洋漁業についての方針概要つぎのとおり。

△母船式サケ・マス漁業

一、漁區

- ① 北緯五十五度、東經百七十五度
 - ② 北緯五十五度、東經百七十度
 - ③ 北緯五十三度三十分、東經百七十度
 - ④ 北緯五十三度三十分、東經百六十三度
 - ⑤ 北緯四十三度、東經百五十六度
 - ⑥ 北緯四十八度、アトカ島西端をとる經線
- 以上の六地點を結んだワク内とする。

二、規模

獨航船八十五隻、調査船十五隻

三、獨航船資格條件および選定方法

- ① 五十トン以上（原則として昭和十九年以前建造のものを除く）
- ② デイゼル機關（豫備部品を備えること）
- ③ 無線機裝置（豫備電源をもち、ブレーク・イン・リレー式であること）
- ④ 方向探知機裝置
- ⑤ 速力一時間七浬以上

以上の條件によつて過去の北洋出漁實績と以東底曳漁船の現有數を基礎として本道および千葉、茨城、福島、宮城、岩手、青森、新潟、山形、

秋田、富山、石川の十二道縣に獨航船隻數を割當てこの各道縣選考の漁船を農林省が検査の上選定する。

四、母船資格條件

① 千トン以上

② 冷凍、冷蔵設備（冷凍能力一日十トン以上）

③ 無線機、方向探知機、ロラン、レーダー装置

④ エボボレーター設備

⑤ 故障獨航船にたいする修理設備、材料、技術者の準備

⑥ 醫師の乗船と醫務室、病室の設備

五、漁業許可は各母船、船團ごとに母船側および獨航船側との共同出願に許可する。（これはかならずしも今年度のような共同經營を意味せず、共同經營でもまた母船の買収制でもよいとのことである。）

六、獨航船の經營主體は原則として適格獨航船の船主（母船式サケ・マス漁業以外の漁業の經營主）とし選定された適格獨航船の經營者の自由意思によつては組合結成をさまたげない。

七、適格の獨航船經營主および母船經營者が決定した後、その協議によつて母船への配屬、資材資金の分擔、準備の漁價の仕切りなど協議決定し、これを水産廳が確認したのちに許可する。

(7) その後の國交回復狀況

シリア は十一月十五日對日平和條約批准に關する法令を發布した。

註 これにて條約批准國は二十九カ國、未批准國は十九カ國となつた。

(8) 米軍調達「一般契約條項」發表

外務省は日米合同委員會で正式決定をみた需品確定契約一般條項の内容を十四日發表したが、これは駐留米軍が日本國內で需品を調達する場合、日本側業者との間に結ばれる調達契約の標準となるもので、その要旨はつ

ぎのとおり。

需品確定契約一般條項要旨

條項は全條二十五條より成り、契約の變更、數量の増減、契約不履行、勞働爭議の政府への通告、政府の都合により契約打ち切りの場合の措置など規定されているが、再商議法（前號時報に掲載）を適用することに關する規定は將來削除することを見越して最後の二十五條にいられてある。（以下主要條文のみ抜萃）

第二條 變更

契約擔當官は、保證人に通知することなく、臨時文書による命令でこの契約の本來の目的から逸脱しない範圍内で、次の項目の變更をすることができる。

① 納入すべき需品が、この契約の圖面、設計または仕様にもとつて特に製作されるものである場合には、その圖面、設計または仕様

② 輸送および梱包の方法

③ 納入場所

上記の變更が、もし、この契約を履行するための總費用または所要時間の増加もしくは減少を來すときは、契約價格または納期、あるいはその兩方について公正な調整が行われ、且つそれにもとづいて契約は文書によつて更改されなければならない。

第四條 數量の増減

この契約によつて要求されている數量と異つた數量の納品は認められない。但しその増減が積込、輸送または梱包上の都合によつて、あるいは製造工程上の當然許容すべき事情によつて生ずる場合は認められる。

第六條 需品に對する責任（危険負擔の分界）

この契約に別段の定めある場合を除き、

① 契約業者はこの契約による需品について検査場所の如何にかかわらず、指定の納入場所へ搬入するまでは責任を負うものとし、

② 契約業者は、もし引取拒否の通告があつた場合はその時から拒否され

た品目について全危険を負担するものとする。

第七條 支拂

支拂金額が千ドル（卅六萬圓）あるいはこの契約金額の五〇%、またはそれ以上に達した場合で、契約業者から要求のあつたときは必ず分割納入に對して支拂がなされるものとする。

第十條 租稅

①契約業者はこの契約の價格およびこの契約にもとづく下請契約價格が、日本における合衆國による經費支出に適用しないことに合衆國政府と日本政府とが合意したいかなる租稅または關稅をも含まずあるいは契約業者またはこの契約にもとづく下請契約業者が、日本の法律によつて免除されているいかなる租稅または關稅をも含んでいないことを保證する。

②契約業者が契約價格に含まれている租稅または關稅の支拂または實質的負擔を、契約日以後ならぬかの理由で全部または一部免除された場合は、契約價格をそれだけ削減するものとする。

第十一條 不履行

一、次のいずれかに該當する場合、政府は契約業者に不履行通知書を交付して、この契約の全部または一部を打切ることができる。但し下記

①項に該當する場合は②項の規定による。

①契約業者がこの契約に規定してある期限または別に延長された期限内に需品を納入しまたは役務を提供しなかつた場合

②契約業者がこの契約の諸條項を履行しなかつた場合において、または作業の進行が遅延してこの契約の規定通りの履行を危ぶまれるに至つた場合において、契約擔當官からその旨の注意をうけてから十日以内に前記の不履行または遅延を匡正しなかつた場合

二、契約が規定通りに遂行されなかつた場合でそれが契約業者の支配でない原因にもとづくものであつて、その過失または怠慢によるものではない場合は、契約業者は余分の出費を負担する責任はないものとする。

る。

第十七條 労働爭議の政府への通知

すでに起つてゐるあるいは起りそうな労働爭議がこの契約の豫定通りの履行を遅らせるかあるいは遅らせる恐れあることを契約業者が知つた場合は、必ず直ちにそれに關係あるすべての情報とともにそれを契約擔當官に通知するものとする。

第十九條 政府の都合による打切り

契約の打切りが政府にとつて最も有利であると契約擔當官が決定したときはいつでも、政府は本條に従つてこの契約による業務の遂行を、全面的または随時部分的に打切ることができる。この打切りはその打切りの範圍および發効日を明示した「打切り通知」を契約者に交付することによつて行われる。

第二十二條 下請契約

契約業者はこの契約で要求されている完成品、實質上の完成品、部品あるいは作業の供給に關してその下請契約者について契約擔當官の文書による許可を受けずにその業者と契約を結んではならない。

第二十三條 記録の検査

契約業者は、合衆國會計検査廳長官、またはその正當に委任された代理者がこの契約の最終支拂日から三年を経過するまでこの契約に關連する取引に直接關係ある契約業者の帳簿、書類および記録を閲覧し検査する權利を有することに同意する。

第二十五條 リネゴシエーション（再商議）

①この契約は一九五一年の再商議法の適用を受け、同法第百四條に要求されているすべての規定を含むものと看做す。

②契約業者は、一九五一年の再商議法の第百四條によつて要求されているところに従ひ、すべての下請契約に本項②をも入れて本條の規定を挿入することに同意する。但し契約業者は一九五一年の再商議法第百六條の①に規定されている種類の下請契約には本條の規定を挿入する

を要しなく。

日米船舶貸借協定調印

日米船舶貸借協定の調印は、十二日外務省で岡崎外相とマーフィー大使の間で行われたが、この協定は米國の對日艦艇貸與法にもとづき米政府がフリゲート艦及び、上陸用舟艇合せて六十八隻を無償で日本に貸與することを取決めたもので、借用期間は一應五カ年となつてゐる。貸與協定及び付屬書の概要つぎのとおり。

備船契約に關するアメリカ合衆國と日本國との協定

前文 所有者（アメリカ合衆國政府、以下同じ）及び備船者（日本國政府以下同じ）は、この契約に定める期間、この契約の條項により別項に掲げる船舶及び今後所有者と備船者との協定により別表に付加される船舶を、所有者が貸與し、備船者が借受けることに同意する。

第一條（備船期間） 備船は各船舶につき當該船舶の備船者への引渡しの日から五年間行われるものとし、備船者の要求がある場合は、更に相互の協定により定める期間延長することができる。

第二條（引渡し及び返還） 各船舶は消耗品及び燃料を含む使用可能な搭載豫備品と共に相互の同意した場所及び時機において備船者に引渡されるものとする。引渡しの際は、別紙Bに定める様式の引渡證書を作成しなければならぬ。備船者は引渡しの際に當該船舶に搭載されてゐる所有者の所有に屬するすべての艙裝品、裝備、器具、燃料、消耗品及び豫備部品並びに交換用部品を使用することができる。返還の時機において船舶に搭載されてゐる燃料及び消耗品は、所有者の所有に歸する。

第三條（引渡し） 所有者は船舶が引渡しの際において直ちに使用し得る状態にあることを確保するためあらゆる努力を拂うものとし、この場合においては、備船者は船舶がいかなる状態にあつても、これを受入れる

ものとする。右の引渡しの際に於ける船舶の状態については、明示または黙示を問はず、いかなる保證も所有者により與えられない。所有者は船舶の現状から生ずるいかなる事態に對しても備船者に對し責任を負はない。

第四條（國旗） 備船者は、引渡しにより、船舶を自國の國旗の下におく。但し船舶の所有権は、これにより影響を受けるものではない。

第五條（備船者の義務） 備船者は、船舶の移送、使用及び運用によつて生じ、またはこれらに關連する一切の請求または債務を引き受けるものとする。この契約の規定は、いかなる性質のものであつても船舶に對する留置權を發生させ、その存在を許容し、賦與し、または承認するものと解してはならず、備船者は、船舶に對して課せられ、または船舶について主張される留置權の行使を伴う債務により、所有者に損害を與えることのないよう保證しなければならない。

第六條（返還、補償） 備船契約の終期において、各船舶は、滅失したものの外、相互に協定した場所及び時機において、通常のもしくは當然の低下を除く外、概ね引渡證書に記載されたところと同一の状態または備船者が申し出て所有者の引渡しした状態で返還されなければならない。船舶が備船期間中においていかなる原因によるかを問はず、損害を受けた場合、備船者はこれを全損と認めるときは全損の宣告をするに先立つて所有者に協議しなければならない。船舶が滅失し、または本條の規定により全損の宣告をした場合には、備船者は備船者および所有者がその損失に對し適正妥當な補償であると認める類を所有者に補償することに同意する。

第七條（備船） 備船者は、所有者の承諾を得ることなく、船舶の屬具、裝備、艙裝品、器具、もしくは船舶に搭載された豫備品、交換部品を廢棄し、または設計圖、仕様書、もしくはこれらに關する情報を備船者の公務員、使用人もしくは代理人以外の者に明してはならない。裝備に對する機密程度の區分は、所有者の標準慣例に準據して保護されるべきもの

とする。

第八條（語句）この備船契約において、所有者または備船者とは、それぞれアメリカ合衆國政府または日本國政府をいう。

（本契約の證として権限を有する兩政府の代表者は、この備船協定に署名した）

本契約は一九五二年〇月〇日東京で締結され、日米兩國語により作成し、いずれも正本とする。

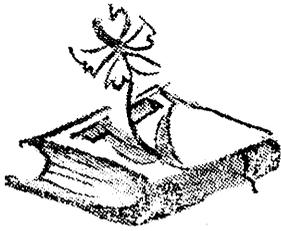
所有者（アメリカ合衆國政府）に代り（署名）
備船者（日本國政府）に代り（署名）

別紙A 〇月〇日付備船契約の規定により、備船者に譲渡さるべき船舶の表（項目番號、船型、名稱、船名一番號）

別紙B 引渡證書、〇月〇日付備船契約の條件に従い、同契約第二條の規定により、所有者であるアメリカ合衆國政府は、左記のアメリカ合衆國の船舶を引渡し、備船者である日本國政府は、これを受領した（船名及び船舶に關する記載事項）右の船舶は、前掲備船契約別紙船舶表に含まれるものである。引渡しは、〇月〇日〇時に完了した。

所有者（アメリカ合衆國政府）に代り、その利益のために（署名）
備船者（日本國政府）に代り、その利益のために（署名）

（署名）



昭和27年度11月末道稅收入調（その二）

支廳別

支 廳 名	調 定 濟 額	收 入 濟 額	不納欠損額	收 入 未 濟 額	收入歩合	前年同期
石 狩	1,018,480,620.51	533,017,950.81	1,029.00	485,461,640.70	52.3	52.5
渡 島	552,017,352.56	154,855,537.34	—	397,161,815.31	28.0	25.5
檜 山	43,477,479.58	15,558,351.79	—	27,919,127.79	35.7	36.6
後 志	509,666,238.81	203,269,938.20	—	306,396,300.61	39.8	45.0
空 知	455,578,714.40	204,480,657.53	—	251,098,056.87	41.8	45.8
上 川	490,721,768.44	181,169,866.58	—	309,551,901.86	36.9	40.5
留 萌	125,053,748.62	38,985,445.25	—	86,068,303.37	31.1	27.7
宗 谷	127,281,396.54	38,713,657.85	—	88,567,738.69	31.0	35.5
網 走	396,274,949.30	177,814,009.55	—	218,460,939.75	44.8	36.0
膽 振	377,461,581.02	137,797,214.96	—	239,664,366.06	36.5	34.1
日 高	82,070,267.70	29,907,733.60	—	52,162,534.10	36.4	32.8
十 勝	303,441,213.96	127,246,859.03	—	176,194,404.93	41.9	45.2
釧 路	278,821,369.38	94,629,463.08	—	184,191,906.30	34.6	41.5
根 室	71,131,855.98	23,576,258.68	8,490.82	47,547,106.48	33.1	40.1
東 京 事 務 所	938,710,038.00	642,020,262.00	—	296,689,776.00	68.3	—
本 廳	468,410,117.40	367,146,609.00	—	101,263,508.40	78.3	74.9
道 稅 計	6,238,598,762.29	2,970,189,816.25	9,519.82	3,268,399,426.22	47.6	48.8

北海道議會時報第4卷總合目次

(昭和27年1月-12月)

議會の動き

事	項	號	頁
○本會議			
昭和二十六年度第六回定例道議會		1	1
昭和二十七年年度第一回定例道議會		3, 4, 5	1
昭和二十七年年度第二回定例道議會		7, 8	1
昭和二十七年年度第三回定例道議會		9, 10	1
○常任委員會			
○特別委員會			
豫算特別委員會 (第六回定例道議會)		1	14
〃 (第一回定例道議會)		4, 5	25, 41
〃 (第二回定例道議會)		8	23
決算特別委員會 (昭和二十五年年度道費才入才出決算)		4	27
教育行政の調査に關する特別委員會		4, 5	23, 41
震災對策特別委員會		4, 5, 6, 7	20, 41, 6, 18
懲罰特別委員會		5	42
電氣開發對策特別委員會		8, 9, 11, 12	24, 8, 2, 6
議案審査特別委員會 (第三回定例道議會)		10	10
○北海道的議會開發審議會		7, 8, 10	9, 25, 11
○諮議, 陳情			
請願216~287號, 陳情245~296號		1	22
〃 1~132號, 〃 1~104號		5	43
〃 108~193號, 〃 105~200號		8	26
〃 194~257號, 〃 201~241號		10	11

會 合

事	項	號	頁
○八都道府縣議會議長會		2, 6, 8, 11	4, 7, 32, 6
○全國都道府縣議會議長會幹事會		2, 7, 9, 12	4, 19, 9, 7
○全國都道府縣議會議長會參與會		3, 10, 12	40, 16, 7
○緊急全國都道府縣議會議長會		3	40
○全國議會議長會常任幹事會		5, 8, 12	51, 32, 7
○全國都道府縣議會議長會臨時會		6	7
○八都道府縣議會事務協議會		6, 9	7, 9
○一道七縣議會議長會		6, 10	7, 15
○全國都道府縣議會議長會地方制度調査會		11, 12	5, 7
○第三十一回全國都道府縣議會議長會定例會		11	4
○全國都道府縣議會議長會事務局長參與會		1	30
○一道七縣七縣議會事務局長連絡協議會		1, 5, 8, 11	30, 51, 32, 6
○全國都道府縣議會事務局長會		9	9
○北海道開發審議會		7, 10	19, 15

資 料

事	項	號	頁
憲 法			
○公案條例の違憲問題について		3	45
○子簡監選任訴訟について		11	49
○憲法改正の國民投票制度要綱		12	12
教 育			
○各國の義務教育の現状とその年限延長に關する資料		9	10
○學校給食について		2	28
○義務教育費國庫負擔		2	31

○昭和二十七年道庁費預算現計調	9	19
○昭和二十七年地方財政計書について	2	13
○昭和二十六年度特別歳入額調について	4	81
○昭和二十七年道庁費預算の編成について	2	12
○昭和二十六年度十二月末道税徴収状況について	2	23
○昭和二十七年道庁費預算計書について	6	52
○全道道庁費歳入歳出の状況に對する考察	8	47
○都道府縣の出入費の増減に對する考察	9	15
○昭和二十七年道庁費預算計書について	10	33
○昭和二十八年道庁費預算計書について	10	37
○昭和二十六年道庁費預算計書に對する考察	10	39
○昭和二十七年道庁費預算計書について	11	21
○附加価値税の實施延期及び地方税制の改正	2	29
○地方財政と運輸競争の収益について	2	36
○補正預算現計案	12	8
○昭和二十七年道庁地方財政修正計書	12	9
○入場税・遊園税・入浴税及び電氣料・ガス税1月から實施	12	10
○附加価値税の廢止、事業税、特別所得税の改正檢討	12	17
地方行政		
○北海道部制改革	9	22
○北見の地方行政に關する諸問題について	2	4
○地方議會における懲罰事件と行政事件訴訟法との問題	7	37
○十勝沖地震災害復舊対策	5	140
○第一回定例道議會の議決を経た條例の経過調	6	52
○香川縣青少年保護育成條例について	10	28
○第六回定例道議會の議決を経た條例の経過調	3	58
○全道道庁費歳入歳出の状況に對する考察	6	54
○昭和二十七年道庁費預算計書の経過調	9	18
○全道地方公共團體歳調	11	35
○特異な行政事務條例調	11	37

○義務教育費、国庫負擔制度のその後の動きについて	4	91
○義務教育費国庫負擔制度に對するその後の動き	5	78
○義務教育国庫負擔法について	7	32
○教育制度改正について意見書	12	34
○第十三國會の展望	8	33
○衆議院議員選挙、道教育委員選挙、道議會議員補欠選挙結果	11	8
○第十三國會成立法律の公布調	11	24
○新立法についての動き	11	26
○公職選挙法改正の問題點	12	12
○自治體警察の維持又は廢止に關する住民投票の結果調	7	57
○自治體警察その後の動き	11	23
○國の昭和二十七年道預算案について	2	7
○第十三國會において補正された昭和二十六年道政府豫算について	2	17
○昭和二十六年道道及の追加料普通平衡交付金交付標準額について	2	24
○昭和二十六年度一般會計支出豫算(累計)明細表について	40	40
○昭和二十六年度地方財政平衡交付金、特別平衡交付金について	3	42
○昭和二十七年道地方財政平衡交付金(四月及び六月の概算交付額決定)	6	50
○昭和二十七年道地方財政平衡交付金八月概算交付額決定	8	53
○昭和二十七年道地方財政平衡交付金九月、十一月概算交付額調	11	15
○昭和二十六年道道費預算現計調	1	80
○昭和二十六年道道費預算現計調	5	123
○昭和二十七年道道費預算現計調	5	129
○昭和二十六年度の國税と地方税の收入見込額について	3	59
○昭和二十七年道道費當初提案節別豫算比較について	3	62
○昭和二十七年道道費預算現計調	7	51

総合開墾	○昭和二十七年北滿道開墾豫算について ○昭和二十七年北滿道開墾（公共）事業費豫算と全國平均との比較について	2	9
人	○官廳給與制度沿革一覽表 ○國家公務員の給與ベーンズ引上げについて	1	61
農林水産	○昭和二十六年産米推定實收高について ○昭和二十六年度米遺産米麥供出成績表 ○昭和二十六年産米供出量の補正 ○昭和二十七年年度供米割當百五十二万石に決定、稻作予想 ○昭和二十七年年度農林漁業資金計畫について ○本年産米予想收獲高（十月十五日現在） ○明年度北洋漁業の方針	2	33
厚生	○国立病院の地方移管をめぐる動きについて	2	37
制度法令	○特別市制問題について ○特別市制問題について ○特別市制問題について ○風俗営業に関する條例等の制定状況について ○第十二國會提出法律（案）經過調並びに成立法律の解説 ○地方自治法の一部を改正する法律（案）について ○地方税法の一部を改正する法律案について ○河川法の一部改正案の經過と現狀について ○今國會提案予定の法案要綱について ○十勝沖地震による漁業災害の復舊資金の繰廻に関する特別措置法 ○地方自治法の一部を改正する法律案に對する批案理由説明 ○自治廳設置法案	3	41
		4	82
		5	122
		3	61
		1	30
		4	29
		4	77
		4	87
		4	102
		5	51
		5	54
		5	57

○公職選挙法改正案要綱	5	63
○財源活動防止法案	5	69
○遺棄法案	5	86
○地方公營企業法案	5	108
○国立病院特別會計附屬の資産の譲渡等に関する特別措置法案	5	114
○漁船損耗補償法要綱の解説	5	115
○行政協定關係法案の動き	5	117
○選挙制度改正について	2	29
○十勝沖地震による漁業災害の復舊資金の繰廻に関する特別措置法施行令	6	8
○十勝沖地震による農林業災害措置法施行令	6	9
○地方自治法改正案衆院通過	6	11
○公職選挙法改正最終案	6	14
○「特別市制」に關する法律案（議員批案）	6	21
○労働關係法改正案	6	23
○公安調査廳設置法案	6	38
○公安審査委員會設置法案	6	41
○警察法改正法案	6	43
○電氣開發促進法案	6	44
○継続費制度の設定、繰越制度の準備	6	49
○集約示威運動等の秩序保持に關する法律案	6	60
○公共土木施設災害復舊事業費國庫負擔法の一部を改正する法律成立	6	63
○昭和二十七年年度における國家公務員に對する臨時手当の支給に關する法律案	6	66
○第十三國會で成立し又は提案されている法律及の法律案について	7	20
○時程圖掲載法案のその後の動きについて	7	27
イ．地方自治法の一部を改正する法律案について	7	27
ロ．地方自治法改正法案について	7	31
ハ．公職選挙法改正法案について	7	31
ニ．電氣開發促進法案について	7	32
ホ．破壊活動防止法案、公安調査廳設置法案、公安審査委員會設置法案について	7	34
ヘ．労働關係法改正法案について	7	36

昭和10年度以降の国内砂糖消費量

年次	年間国内消費量 トン	一人常消費量 斤
昭和10年	990,332	23.82
11	1,037,212	24.60
12	1,003,579	23.48
13	1,083,168	25.00
14	1,157,891	27.15
15	986,197	22.88
16	786,680	17.98
17	743,397	16.84
18	528,210	11.93
19	216,054	4.90
20	10,750	0.24
21	14,414	0.31
22	(144,349) 314,756	0.66
23	(515,974) 575,723	11.82
24	271,042	5.44
25	332,437	7.35
26	496,349	9.81

(食糧管理月報第4巻第5号より)

(備考) 昭和22及び23年の消費量中内国産は主食代替の砂糖を示す。

○十勝沖漁獲の異常状況	4	119
○八月十九日の異動後における道機構一覽表	9	26
○新道機構一覽表	9	27
○北海道議會議員職務表	9	28
○第四次吉田内閣成立	11	38
○衆議院常任委員長	11	38
○参議院常任委員長	11	39

圖書室便り

事	項	號	頁
○圖書室便り		毎號掲載	

滋賀縣議會時報 二十四號
 兵庫縣議會時報 九、十月號
 山口縣議會月報 十月號
 熊本縣議會會報 十月號
 大阪府會 十一月號
 長野縣議會資料 十五號

滋賀縣議會事務局
 兵庫縣議會事務局
 山口縣議會事務局
 熊本縣議會事務局
 大阪府會事務局
 長野縣議會事務局

十一月のメモ

- 1 ○市町村教育委發足す。
- 2 ○文化の日
- 3 ○世界連邦アジア會議、三日から四日間、鹿島で開催。
- 4 ○衆議院再開。
- 5 ○米大統領選挙、アイゼンハワー氏當選。副大統領ニクソン氏。
- 6 ○英水兵事件、控訴審最終公判、原審破棄、懲役二年六月、執行猶豫三年の判決言渡し。
- 7 ○午前六時、道内日共機關四十一カ所に手入れ。
- 8 ○國連總會は、日本の國際民間航空機加入を許可する決議案を、賛成五三票、反對〇、棄権六(ソ連ブロック及びフィリピン)をもつて可決した。
- 9 ○電産、停電スト(対大口工場)斷行(九月二十四日、第一波電源スト)
- 10 ○第十五特別國會開會式舉行。
- 11 ○成年、立太子の兩儀終る。
- 12 ○アリソン米國務次官補、「日本が再軍備を決定し、太平洋安保機構に参加する態度を決める時

- 13 期がきた」旨の講演を行った。
- 14 ○各省政務次官決まる。
- 15 ○本道供米一〇三・六%で完了。
- 16 ○日米艦艇(フリゲート艦十八隻、上陸支援艇五十隻)貸與協定調印。
- 17 ○對國連軍刑事裁判權協定についての圓卓會議。
- 18 ○消費米價六百八十圓(十キロ)に閣議決定。
- 19 ○二十七年度補正豫算七百九十七億圓に閣議決定
- 20 ○外務省、國連軍協定の刑事裁判權に關する覺書を發表。
- 21 ○炭勞スト、保安要員大巾削減實施。
- 22 ○電産爭議の團體交渉はじまる。
- 23 ○中山中勞委會長、電産爭議に對する斡旋に乗り出す。
- 24 ○常盤炭礦勞職組スト中止決定。
- 25 ○米政府は、十六日世界で最初の水素爆彈の爆發試験を行った旨公表。
- 26 ○電産勞組、讓歩案(十月以降一萬六千二百圓)發表。
- 27 ○炭勞九州闘争委員會は十九日一番方から無期限スト中止指令を發した。
- 28 ○電産勞組、中勞委會長の勸告をいれて、四十時間スト延期。
- 29 ○常磐礦、炭勞脱退を決議(二十日一番方からストを解いた)
- 30 ○アイゼンハワー次期大統領、三重要閣僚を決定(國務長官ジョン・フォスター・ダレス、國防長官チャールス・アーウィン・ウイリソン、内務長官ダグラス・マツケイ)
- 31 ○炭勞スト長期化による石炭不足のため列車削減はじまる。

- 32 ○政府、新政策を發表。
 - 33 ○ブラジル政府當局は、二十二日夜「ブラジル移民民審議會は本日、日本人九千家族を移民させる計畫を承認し、この計畫を大統領に報告した」と發表した。
 - 34 ○裁判權をめぐる國連軍との第二回圓卓會議閉く
 - 35 ○第十五特別國會再開。
 - 36 ○人事院地域給改訂について、國會及び内閣に報告。
 - 37 ○閣議、俸與制度改正要綱案を決定。
 - 38 ○炭勞、團體交渉のため事務折衝開始。
 - 39 ○東京の國連軍代表、裁判權問題で、日本側に二つの誤解があると聲明。
 - 40 ○中勞委中山會長、電産爭議に斡旋案提示。同日午後六時組合は、この斡旋案を拒否した。
 - 41 ○炭勞團交物別れ。
 - 42 ○池田通産相不信任案可決(賛成三〇八、反對二〇一)
 - 43 ○池田通産相辭任、後任小笠原農相兼任。
- 昭和二十七年十二月二十五日發行
- 北海道議會時報 第四卷第十二號
- 編集 北海道議會事務局調査課
 發行 北海道議會事務局
 電話 ②一、八二〇番